

平成22年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

.....
1. 開議 平成22年6月4日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄
3番 林 修三
4番 山口 孝弘
5番 小高 良則
6番 湯浅 祐徳
7番 川上 雄次
8番 中田 眞司
9番 古場 正春
10番 林 政男
11番 横田 義和
12番 鯨井 眞佐子
13番 加藤 弘
14番 古川 宏史
15番 山本 邦男
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 新宅 雅子
22番 北村 新司

.....
1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教	育	長 川島 澄男
総	務	部 長 浅羽 芳明
市	民	部 長 森田 隆之
建	設	部 長 糸久 博之

会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	越 川 みね子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	秋 山 昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
商 工 課 長	麻 生 和 敏
環 境 課 長	中 根 一 訓
クリーンセンター所長	宮 崎 充
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

+

+

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
副 主 幹	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 事	武 藤 佳 人

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成22年6月4日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告3件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を許します。

○鯨井眞佐子君

公明党の鯨井眞佐子でございます。通告の順に従いまして、ご質問させていただきます。

質問事項1、要旨1. ふれあいバスについてお伺いいたします。

市民の皆様の強い要望により、ふれあいバスを運行して11年になります。当初3路線で運行を始めたものの、バスが通っていない地域から「私たちの地域にも、ぜひ、バスを通してほしい」と運行の要望が多く、現在5路線で運行されており、市民の皆様の足として利用されております。「バスが通っているおかげで助かります」、また「200円で行かれるのでうれしい」など、多くの喜びの声が寄せられておりますが、一方、運行時間の改正により「使い勝手が悪くなった」とか「停留所が今までより遠くなって困る」等の苦情もいただいております。そのたびに、時間の改正の理由、また、運行経路の変更等の説明をさせていただき、ご理解をいただいているところでありますが、市民の皆様のご要望は多く、多岐にわたっております。

そこで、ご質問させていただきます。

- ①、ふれあいバスの運行協議会は、いつ頃立ち上げる予定か。
- ②、ふれあいバス運行協議会の構成メンバーには、どのようなメンバーを考えているのか。
- ③、バス路線の見直しはどのように考えているのか、お伺いいたします。
- ④、デマンドタクシーの導入であります。昨年の6月議会でも質問させていただきましたが、今後の取り組みとして大事なことであると思っておりますので、再度、お伺いいたします。

八街市も高齢の方が増えつつあります。今まで車を運転されていた方も運転が難しくなってきた方も多くいらっしゃいます。そして、ふれあいバスの通らない地域の方、また、

バス停までも遠く、歩いていくのが困難な方もたくさんおります。「病院や買い物に行くにも、毎日タクシーを使わなければならない」「お金がかかって大変」との声も寄せられています。デマンドタクシーが導入できれば、解決できるのにとすることがしばしばであります。

私ども公明党として、デマンドタクシーについては、お隣の酒々井町さんはじめ、何カ所か見てきております。その利便性は高く評価できるものであり、八街市としても、ぜひ、デマンドタクシーの導入を望むところでありますが、その取り組みはいかがでしょうか、お伺いいたします。

質問事項 2. 市民の健康を守るためにをご質問いたします。

生き生きと日々を暮らせる健康は、だれもが願うところであります。市長は「健康は自ら守るもの」と常日頃言われております。自ら守るためにも、病気の予防はとても大事であります。

この6月議会の初日、国民健康保険の円滑な運営について、さまざまな意見が出されました。予防は最も大切な1つの手段であると考えます。

要旨 1. 予防接種についてお伺いいたします。

①子宮頸がんは、ワクチンの接種により予防できる唯一のがんであります。子宮頸がんの発症は20歳代以降に多いがんですが、発がん性ヒトパピローマウイルスに感染してから発症まで数年から十数年かかります。発がん性ヒトパピローマウイルスに感染する可能性の低い10代前半に、子宮頸がんワクチンを接種することで、子宮頸がんの発症をより効果的に予防できます。

埼玉県志木市では、小学6年生から中学3年生まで、子宮頸がんワクチン接種の助成対象としており、5月10日に視察に行っていました。人口約6万9千500人、一般会計予算も約178億円と本市と人口、財政力とともに近い状況であります。その中で3回のワクチン接種、約5万円をすべて公費で助成することに決めておりました。八街市でもワクチン接種で予防できる唯一のがんであります子宮頸がんワクチン接種を公費で中学生にと望みますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

②ヒブワクチンの接種でございますが、少子高齢化の現在、元気で誕生した赤ちゃんがインフルエンザ菌b型という細菌が鼻やのどに住み着き、血液をめぐり、脳の中に入り込み、髄膜炎を起こすケースが見られます。ヒブ、肺炎球菌ともに抗生物質が効かない菌が多くなっており、この後遺症を予防する治療は、ほとんどないのが現状です。もし、細菌性髄膜炎になった場合、たとえ適切な診断、治療が速やかに行われても、その予後は悪く、死亡率5パーセントから10パーセント、後遺症30パーセントから40パーセントとなっており、後遺症として聴力障害、また、知能障害の水頭症、そして体が硬くなり、思うように動かない寝たきりの状態になったり、視力障害があります。

2008年ヒブワクチン導入前、年間600人がかかり、20人から30人が死亡し、100人に後遺症が残っている現状であります。ワクチン接種をすれば、重症感染症は確実に

防げることができます。接種料は約1回約8千円、4回接種しなければなりません。「ワクチン接種をしたくても高額でなかなかできない」という若いお母さん方の声が多くあります。子どものすこやかな成長のためにも、ぜひ、ヒブワクチンの公費助成を望みますが、この取り組みについてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

③肺炎球菌ワクチン接種の公費助成の取り組みについてお伺いいたします。

高齢化社会を迎えた日本において、今まで我が国の発展を支えた高齢者の健康対策が極めて重要な課題となっております。肺炎は日本人の死因の第4位で、毎年10万人以上の方が肺炎で亡くなっており、その95パーセントが65才以上の方です。死亡率は高齢になるほど高く、命を落とす怖い病気であります。

通常1回6千円から9千円程度、1回の接種で5年以上は有効とされております。すべての肺炎を予防することはできませんが、重症化を防ぐことが報告されております。ワクチン接種により健康寿命の延長と国民健康保険税運営の両面で効果を発揮したとの報告もあります。高齢者に肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を望みますが、その取り組みはいかがでしょうか。

質問事項3. 地域活性化についてお伺いいたします。

要旨1. 落花生の街のPRについてお伺いいたします。

八街落花生は地域ブランドとして登録されており、他地域に行っても「八街」というと「落花生」と言っていたいほどのであります。もっともっと、八街「落花生の街」として地域活性化に市・行政・市民一体となって、アピールができないものかと考えます。「落花生の街やちまた」との大きな立て看板が駅南口、笹引ほかに立っておりますが、①駅にも「ようこそ落花生の街やちまたに」などの横断幕を掲げてはどうかと考えます。いかがでしょうか、お伺いいたします。

②落花生を使った特産品の試作もいろいろ試みたことも伺いましたが、現在の特産品のPRの現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

③各種イベントに「落花生の街」とのネーミングを入れてはいかがかと考えます。その取り組みはいかがでしょうか。

④現在8月後半、けやきの森にて夏まつりが1日だけ行われております。年1回のこの夏まつりを楽しみにしている市民の方も多くいらっしゃいます。「1日だけしかやっていないから行きたくても都合が悪くて行かれない」とか、「どうして2日間にできないのですか」など、さまざまなご意見をいただきます。2日間にすれば、大変なことも多いかもしれませんが、しかし、市民一体となって「夏まつり」を地域活性化の1つとして盛り上げようという視点に立てば知恵もわきます。市民の皆さんの力もお借りをし、ぜひ、ふれあい夏まつりを2日間にと望みますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。明解なるご答弁をよろしくお伺いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、公明党、鯨井眞佐子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. ふれあいバスについて答弁いたします。

また(1)①から④につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

まず、①ですが、広報やちまた5月号において、ふれあいバス運行協議会の公募委員を募集し、その申込期限は5月28日でありました。早急に応募内容等を審査し、5名程度に絞り込んで公募委員を決定する予定であります。

また、並行して各種団体に対し、委員の選出依頼を行う予定であり、各種団体選出委員及び公募委員等が確定した後、概ね6月末から7月上旬を目途に、第1回運行協議会を開催したいと考えております。

次に②ですが、運行協議会の構成メンバーにつきましては、委員数は25名以内と定められており、市議会、区長会、連合婦人会、老人クラブ連合会、PTA連絡協議会、社会福祉協議会など、各種団体から選出いただく予定であります。

また、公募の委員も5名程度を予定しております。これらに、ふれあいバス事業実施者である千葉交通株式会社及び、ちばフラワーバス株式会社の2社や有識者等を加え、構成委員としたいと考えております。

次に③ですが、前回のダイヤ改正等は、小学生の登下校時の安全確保の観点から下校時刻に合わせたダイヤの調整や1便当たりの運行距離・運行時間の短縮、公共交通空白地帯への乗り入れなど、比較的大幅なダイヤ等の見直しを実施いたしました。

今回の見直しにつきましては、現実的に増発等は不可能な状況にあり、乗降調査や利用者アンケートなどを実施し、それらを踏まえた上で、市民の皆様から改善要望の多かった点について実現可能なものから改善を行い、また、未利用バス停の廃止などにより、運行時間の短縮を図るなど、今回は小幅な見直しに止めたいと考えております。

最後に④ですが、ふれあいバス運行に係る費用に対する市の財政負担が増加する中、現行の5ルート体制を基本として、将来にわたる、ふれあいバスの安定的な運行が重要であると認識しております。

一方、デマンドタクシーにつきましては、近隣自治体において既に運行しているところや実証運行に入ろうとしているところもございます。デマンドタクシーは、自宅から目的地まで乗り合いで運行する交通手段であります。本市の場合は、ふれあいバスの財政的負担が大きく、デマンドタクシーと、ふれあいバスの併用は不可能な状況にあります。

現時点では、デマンドタクシーの運行につきましては考えておりませんが、デマンドタクシーの機動性も無視はできないものと思われまので、今後、ふれあいバスのあり方を含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 市民の健康を守るために、について答弁いたします。

(1)①、②、③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

この子宮頸がん及びヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの接種は任意接種であり、接種を受ける方と接種する医師との相談によって判断し、行われる仕組みになっており、行政が実施者となる定期接種とは異なるものです。

接種料金が高額となっている中で、全国的には費用を独自に全額助成している自治体、一部を助成している自治体、または全額自己負担とする自治体などと地域格差が生じてきている状況です。

こうした状況の中、全国市長会関東支部においては、3種類のワクチン接種を定期接種として位置付け、国の負担で一律に接種が受けられるよう要望することを5月21日に緊急決議したところでございます。

また、6月9日付で、全国市長会を通じて国に要望することになっておりますので、今後の国の動向を踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。

次に質問事項3. 地域活性化について答弁いたします。

(1) ①ですが、現在、八街駅南口・北口ともに「落花生の郷やちまた」という看板を設置しており、そのほか、東西南北の市への入り口の主要道路においても看板を設置し、落花生が市の特産品であることをPRしているところであります。このように、既に市内数カ所に看板を設置してあることから、ご質問の横断幕につきましては、現時点での設置の予定はございません。

次に②ですが、本市の特産品である落花生の宣伝・普及については、昭和62年に落花生の推奨及び普及宣伝を図ることを目的に「八街市優良特産落花生推奨協議会」が設立され、以来、さまざまなイベント等においてPR活動を行ってきたところであります。

協議会の普及・宣伝活動の内容を申し上げますと、産業まつりや、ふれあい夏まつり、また、八街市観光農業協会と合同で行っている八街収穫祭などは毎年参加しており、昨年度は柏市で2回開催された「千葉県観光案内及び特産展」にも参加し、PRに努めてまいりました。そのほか、月刊雑誌や県産品ガイドブックへの広告掲載、また、スポーツ紙や雑誌の読者プレゼントなどを行ってまいりました。

今年度は、恒例のイベントのほかに、5月2日に柏市で開催された「千葉県観光案内および物産展」、5月28日から30日に幕張メッセで開催された「旅フェアおよび千葉県物産展」に参加したところであり、そのほか、本年度は「ゆめ半島千葉国体」が開催されますので、それに関連したイベントに参加し、PRをしてまいりたいと考えております。

今後も、さまざまなイベント等に参加し、市特産品の普及・宣伝に努めてまいります。

次に③ですが、産業まつりや、ふれあい夏まつり等の各種イベントには、それぞれ実行委員会等がありますので、今後、各種イベント関係者に対し、ご質問の内容について提案をしていきたいと考えております。

次に④ですが、ふれあい夏まつりの開催は、夏まつり実行委員会において、すべての事項を決定しており、現在は毎年8月の土曜日1日の開催となっております。以前は土曜、日曜の2日間でしたが、夜間の防犯上の問題等により、平成16年から1日の開催となりました。

このようなことから、ご提案のあった2日間の開催につきましては、現時点では難しいと考えておりますけれども、商工会議所にも、この要望については申し伝えておきます。以上です。

○鯨井眞佐子君

ご答弁ありがとうございます。自席にて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、ふれあいバスでございますけれども、今現在、バス運行は5コースで、大体予算的には4千300万余りの予算を使っておりますけれども、前年比として約1万人ほどの利用者の減となっているというふうにも伺いました。これは、やはり利用者が増加するということが、まず、第一な問題かなというふうに思っているんですね。それで、こういったこともバスの運行協議会も6月下旬から7月上旬に検討する予定なんですけれども、そういったことは、こういう原因だとか、いろいろさまざまな問題を挙げて、さらに細かく検討はしていただけますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かにおっしゃるとおりということで、利用者数が減っているというような状況がございます。現在までの見直しを何回か、やってきたわけでございますけれども、これは利用者数の増を目指した拡大路線というような方向で行ってきているところです。しかしながら、今申し上げましたように、この10年間の利用者数の推移とか、現在の状況を踏まえますと、まず、その利用者数が何で減っているかというような、この要因の分析、これは絶対にしなければいけない。それと実態の把握、これも絶対にしなければいけないというふうに思っておりますので、そのためには、乗降調査、あるいはアンケート等を行う。それに加えまして、一番状況を把握している運転手さんからの聞き取り調査、そういうことも行いまして、まず、繰り返しになりますけれども、利用が減っている原因、この辺をまず調査をしたいということから始めたいというふうに考えます。

○鯨井眞佐子君

いろいろ調査をお願いをして、細かく出していただけるということで、期待をしているところですが、中には運転手さんが怖くて乗りたくないという方もおいでになりました。そういう点では、市の方の対応として、どのようにしていただけるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

そういうお話につきましては、私は今初めて聞かせていただいたような状況でございますけれども、その人の捉え方云々、いろいろあろうかと思いますが、そういった実態があるとなれば、また、担当の方にも申し出ていただければ、その辺の事情を聞きながら、指導できるものについては指導していくということも必要ではないかなというふうには考えます。

○鯨井眞佐子君

ぜひ、お願いをしたいなと思うんですね。何か言い方がとてもぞんざいで、とても怖くて困るというようなこともおっしゃっておりましたので、ぜひ、その点もやはりふれあいバスも市民サービスですので、市民の皆さんに乗っていただかなければ事業として成り立たないというふうに思いますので、あくまでも運転手さんもサービスの一環として、一緒に市民の皆さんが気持ちよく使っていただくという視点に立っていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それと、あと今回の見直しで、私は前回のときにバス運行協議会に出させていただいたので、市長が先ほど申されました小学生の下校時間に合わせて時間帯を組んだということも十分承知しておりますし、また、そのことはとてもよかったなというふうに思っております。二州小学校とか、利用していらっしゃる方の数を見ると、本当にその時間に合わせてよかったというふうに思っております。だけど、また一方、病院に行くのにもうちょっと時間の早いのが欲しいとか、そういった交通弱者といいますか、お年寄りの方、ご年配の方が病院を利用するのに、どうも不便ではないというような声も伺っております。そういう点もあわせて検討いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどもお答え申し上げましたけれども、この10年間拡大路線という形で参ってきたわけでございますけれども、言葉は適切ではないかもしれませんが、その弊害ということも出てきておって、一部では使いづらいというような声も伺っております。それは実際あることだろうというふうに思います。

その辺も踏まえまして、アンケートの方で、どの程度のお声が出てくるか、わかりませんが、その辺の実態の声は当然聞かせていただきたいと。しかしながら、限られた予算、多コースの中で運行していくわけですので、なかなかすべての利用者の要望を満たすことはできないということについては、ご理解はいただきたいなというふうには思います。

○鯨井眞佐子君

すべての要望に応えることはできないというのは、私たちも十分承知しているところなんです。けれども、皆さん方のそういった要望も多くあるということも事実でありますので、そういったところもあわせて、大変難しい提案だと思うんですけども、ぜひ、細かいところまで、検討を十分にさせていただいて、皆さん方が使いやすい、ふれあいバスでありたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それと、4番のデマンドタクシーの導入ですけれども、これは、前から私たち公明党もいろいろなところに視察に行きながら、本当にこれは大事であるというふうに思っております。特に南学区、交進とか、向こうの方もそうなんだろうけれども、細かいところの場所までは、どうしてもバスは入れません。そして、本当に一歩外に出ることも大変だし、バス停に行くというところも、なかなか大変な中でありまして、ぜひ、デマンドタクシーの検討を早急をお願いをしたいなというふうに思うんですね。

昨年6月に質問をしておりますので、その後、何か検討されたことはあるんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

まだ、具体的な検討には至っていないというのが実情でございます。確かにおっしゃるとおり、デマンドタクシー、比較的狭いエリアの中で、より有効性を発揮するのかなということで、ふれあいバスの補完的な交通手段ということでは有効であるというふうには考えておりますけれども、先ほど市長の方から答弁を申し上げましたとおり、現在ではふれあいバス、これを将来にわたって安定的に運行していく。これが優先課題だというふうに思っております。

すので、これが併用できれば非常に理想的であるということは、十分承知はしておるところですけれども、新たな負担が生じるということも考えますと、なかなか今の財政状況では難しいのかなというのが実情でございます。

○鯨井眞佐子君

もう重々、私もわかっていながら、ご質問させていただいているわけですが、本当に今ふれあいバスが充実をというふうにおっしゃっていただいておりますのもわかりますけれども、私の提案としては、細かい、遠いところはデマンドタクシーを使っていただいて、主要なところ、病院とか、買い物の大手スーパーとか、そういったところは市内循環みたいな形で回っていただけると、時間的にもすごい皆さん方が、今、ふれあいバスで来ても帰りのバスがなくて、タクシーで帰らなければいけないとか、1時間、どうしても2時間待ちになってしまうとか、用事が終わったけれども、2時間どこで時間を過ごすのかとか、いろんな声がありますので、もし、できれば近場は市内循環をぐるぐる回っていただいて、そのほかにはデマンドタクシーを導入していただけるという方向性で検討していただけたらありがたいなというふうに思いますし、また、市民の皆さんもそのように望んでいることだと思うんですけれども、今回、事業費もかかることでありますので、ふれあいバス検討委員会では、デマンドタクシー導入に至っては話し合いというのは難しいかなというふうに思いますけれども、方向性としては、ぜひ、そういった取り組みをお願いをしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

+

+

○市長（長谷川健一君）

今の話なんですけれども、全くそれはいいことだと思いますよ。しかしながら、今でもふれあいバスの乗降者が減っているわけですから、デマンドタクシーをもし仮にやったとしたら、これはもっと減りますよ。そうした場合には、ふれあいバスを廃止するか、デマンドタクシーに行くか、どっちかになりますよ。そうすると、また、そこで、ふれあいバスの方が便利のいい人もいますよ。ですから、両方は難しいというようなことでございまして、それと、今、ふれあいバスが何で乗降客が減ったかと申しますと、確かな分析ではありませんけれども、これは、今、運行時間が変わって、お年寄りの人が言うんですよね。「私らは、今度は時間帯が変わったから、医者へ行っても半日かかっちゃう。もっと早く行って帰ってくるような時間にしろ」と、こんなことなんです。ですから、私は「いや、それはお医者さん行く方は静養ですから、病人ですから、半日かかって行ったっていいでしょう」と。ですから、そうすると、子どもたちの方を重点を置くか、お年寄りに重点を置くかと、こんな2つの話になっちゃうでしょう。ですから、そうであれば、じゃあ、譲る方は年寄りが譲ってやるのが、これがやはり今のみんな子どもを育てようと掲げているわけですから、ですから、安全に子どもの防犯とか、いろんなものでみんな育てようと言っている。また、時間のある人は大人が防犯パトロールをやったり、そういうことを言っているわけですから、それなら病院に行く人は少し我慢をして、半日かかってゆっくりして、そういうことだというふうに話しておりますし、また、今、車社会で各家に車がありますから、そうなりますと、

ふれあいバスで行かないで車に乗かって送ってってもらった方が早いとか。ですから、便利にしていけばいいんですけども、ただ、私は、はっきり言いますよ。両方は、私は不可能だというふうに思っています。ですから、どちらを選択するかというようなことだと思っております。以上です。

○鯨井眞佐子君

私も十分わかっております。それで、私は今回のふれあいバス運行協議会でデマンドタクシーの導入をとというわけではないんですね。将来的にやはりバス路線の見直しを、多分廃止を何路線かしていただいて、中央だけを回っていただいて、そのほかはデマンドタクシーが利用させていただいたらいいなというふうな思いでおりますので、今後の検討として、ぜひご検討いただきたいなというふうに思っております。今回、7月初めのバスの運行協議会では、デマンドタクシーの導入は無理だというふうに、私も思っております。ですので、そういった検討も含めて今後、ぜひ、お願いをしたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

その次、市民の健康を守るためにということで、子宮頸がんワクチンの接種の件について伺わせていただきます。予防可能な唯一のがんというのが子宮頸がんであると、そのように認識しております。これは、志木市では、私たちが行ったときには、大体財政力も人口もほとんど同じ状況の中で、全員に全額負担をしているということが、私はすごいびっくりしました。

また、富里市さんでも、この8月から子宮頸がんワクチン、また、ヒブワクチンも半額負担ということで、先日、紙面でも紹介されておりました。八街市はどのような感じで取り組みをしていかれるのでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

子宮頸がんワクチンでございますけれども、まだ、県内でも、その補助をしている団体は少数ということになりますけれども、子どもを産み育てる20代、30代での発症率が高いということもありますし、接種によって、その予防がかなり高い確率で可能ということでございますので、他団体の状況等を踏まえまして、対象年齢や助成の方法等につきまして、実施に向けた検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

検討は前向きに検討してくださるんですね。いかがでしょうか。

○市民部長（森田隆之君）

時期的なものはちょっと、まだ、はっきりここでは申し上げられませんけれども、実施に向けた検討ということでございます。

○鯨井眞佐子君

すみません。もう一度、お願いします。

○市長（長谷川健一君）

答弁のとおり、私はこれは本当に大事なことだと認識をしております。しかしながら、こ

+

のワクチンについては、やはり国がちゃんと決めてやらないと、受ける人と受けない人がいる場合がありますから、そうすると、また、見る目が今度違いますから、ですから、市長会は国でやれと。公明党さんも私どもに言うのもいいんですけども、ここにいる共産党さんもみんないますから、国でやれと、国の制度の中でやれと。そうしますと、全部接種をやることですから。全部やりますから。格差がありませんからいいんですけども、これが仮に制度を設けて、今度は自主接種だとか、いろいろなりますと、今度はまたいろいろ出てきますので、ですから、私はこういうワクチンは国がもうやるんだと。それと、私はこのワクチンを何でやるかと申しますと、今、少子化ですから、そんな子ども手当なんかは、これは生まれた子どもなんですよ。これは、そうじゃなく、生まれる前に子どもを産めなくなっちゃうんですよ。これは若い人がみんなかかるわけですから。そういうことを考えたら、そんな子ども手当とか、そんなのをやらないで、まず、産める体制を作れと、私はそういうふうに言っていますから、これは本当に慎重に考えないと、いろんな難しいことがございます。だから、強制的に全部やるなら、これは問題ないですよ。強制的に全部やるなら。制度でやるなら問題ないですよ。ですから、国がそういう施策を掲げてくれというように、これは答弁したとおり全国市長会でも国に要請いたします。ですから、前向きに考えると、内容を聞かれますと、それはちょっと、ここで答弁どおり全国市長会で見て検討する。検討は、それはしなくてはいけないことは十分承知しています。ですから、そのようないろんな問題がございまして、これは、全部やはりやることに効果があるわけですから。検討をさせていただきます。

○鯨井眞佐子君

検討をしてくださるといふことで、前向きにご検討いただけるというふうには、私も理解をしております。私ども公明党としても、これは国の方にも要望しておりますし、ぜひ、一律にワクチン接種をお願いをしたいということも言ってきてはおります。しかし、なかなか国としての取り組みが遅いようですので、市としては、ぜひ、取り組んでいただきたいと強く要望をしているところです。

それでは、次のヒブワクチンの接種についてお伺いいたします。

先ほど市長答弁も子宮頸がんワクチンと同じでございましたけれども、一言申し上げさせていただきます。私が小さいときに、昔、脳性小児まひのお子さんがたくさんいらっしゃいました。本当に身体が不自由であったりとか、知能が遅れていたりと、いろんなことで本当に見させていただいたんですけども、今回こういったヒブワクチンのことで、勉強させていただける機会を得ました。本当に勉強すればするほど、昔のその脳性小児まひと言われていたことが、この髄膜炎だったんだなということ、私は確信に近いものを持っているわけなんですけれども、本当にそのお子さんたちを育てている家庭も見させていただいて、私も成長してきたわけなんですけれども、その中で本当にかかった本人もかわいそうだけれども、そのご両親も本当に悲惨な状況の中でお子さんを育ててきておりました。そういったことが、このヒブワクチンで、もし、予防ができるのであれば、重症化が防げるのであれば、私はぜ

ひ取り組むべきであるというふうには思っております。これも、なかなか市としては、今後の検討課題というふうにおっしゃっていただきましたけれども、これも早期実現できるように、ぜひ、市長さんをお願いをしておきます。よろしくお願いいたします。

それと、あと肺炎球菌ワクチンも同じでございますけれども、今回、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種という観点から、私も要望させていただきましたけれども、これは、乳幼児に対しても同じでございます、このヒブワクチンと同じように髄膜炎を発症したら、もう大変な状況でありますので、これもあわせて、また、ぜひ、お願いできればというふうに要望だけさせていただきます。これ以上、議論してもなかなか進みませんようですので、要望させていただきます。

それでは、最後の地域活性化についてお伺いをいたします。

地域活性化、本当に八街落花生ブランドで、もっともっと私はPRをしていただきたいなというふうに思うんですね。今、いろいろなPRの仕方、今現在、取り組んでいるところを種々聞かせていただきました。だけれども、まだまだ何かなかなかPRが、もうちょっと大々的にできたらいいんじゃないかなというふうには思っているんですね。富里市さんでは、数年前に大手コンビニと販売協定を結んでいる現状です。

また、農産物では一昨日の新聞の中に大手デパートで、知事が参加してPRしているという記事が掲載されていましたが、八街が私はスイカも落花生も、ちょっと遅れているような気がしてならないんですね。今、いろいろテレビでご当地で特産品を使って、お料理をしてPRをすとか、いろんな番組もありますので、そういったところでも八街の落花生を、ぜひPRをしていただいて、この間もうちの方の地元でも落花生豆腐とか、そういったものも作っておりますし、そういったことも本当にいろいろひとつ落花生の製品として、こういったものがありますというようなご紹介も、ぜひPRの中に入れていただけたらなというふうには思います。

こちらがお名前を出していいのかどうか、わからないのですが、伊藤国平さんのピーナツバターもとても有名で、雑誌で全国発送しているような状況でありますので、そういったこともあわせて、もっともっと何かPRの方法ができないものかと思っているんですけども、何かもっとほかには手だてがないでしょうか。

○商工課長（麻生和敏君）

PRでございますが、今年につきましては、9回11日間のイベントに参加する予定をしております。

また、あと今後ですが、メディアを活用したPRをしていきたいというふうには考えておりますので、もうしばらくお待ちください。

○鯨井眞佐子君

それと、もう一つ、よく大型バス、観光バスで落花生掘りを、この中に入れていただいて、そのゆで落花生を食べていただいてとか、そういったような企画もいかがでしょうか。

○商工課長（麻生和敏君）

観光農業の方では、そういう取り組みも行っておりますので、今後できれば、そういったこともやっていきたいと思えます。

○鯨井眞佐子君

観光農業でやっていらっしゃるの、どのような状態なんですか。

○商工課長（麻生和敏君）

農業体験、掘り取りに来ていただいた方に、ゆで落花生を食べてもらうとか、そういったことです。

○鯨井眞佐子君

今、八街にも大型観光バスが止まって、落花生を購入していく方という、そういった方も随分増えてきているようですので、それにプラスアルファ、落花生掘りと、そういったものを大手観光業者と提携をして、何かできないかというふうに、私は思いますので、いろんなブランド品として有名にするにはどうしたらいいかということをしていろいろご検討いただいて、考えていただいて、また、市民の皆様からもどんどん募集をしていただいて、もっと八街が地域活性化に落花生ブランドが有名になればいいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それと、各種イベントで落花生の街とのネーミングは検討してくださるということで、ぜひ、お願いをしたいというふうに思います。ふれあい夏まつりだけじゃなくて、八街落花生の街ふれあい夏まつりとか、いろんなネーミングの前に落花生の街ということを入れていただきたいというふうに思います。

それと、あと夏まつりを2日間にするということで、なかなか夜間の防犯の面だとか、いろいろ大変だというふうに伺いましたけれども、市民の皆さんとか、皆さん方にお声かけをして、今の現状の夏まつりを1日を2日間にするには、どうしたらいいのかという、まず、その検討をしていただいて、知恵を出し合っていただきたいと思えますけれども、その点はいかがですか。

○商工課長（麻生和敏君）

夏まつりの2日間の開催ということでございますが、これにつきましても、八街ふれあい夏まつりの実行委員会で決定しておりますので、これに対して提案をしていきたいというふうに考えております。

○鯨井眞佐子君

今は1日ですので、1日の検討をしていると思うんですけども、今年度は無理としても今度は2日間にした時の問題点をクリアできるのかという検討を、ぜひ、お願いをして、その2日間、市民の皆さんが集って各種団体が、阿波踊りみたいな各種団体に落花生音頭を踊ってもらうとか、そういうことでもいいんじゃないかというふうに思います。何もお金をかけてやらなくても、市民の皆さんが参加できるような夏まつりが2日間できたら、私はもっとも八街地域活性化にも一翼を担うと思えますし、やはり1日でも、あれだけの人が出ますから2日間になったら、その倍の人たちが、その会場に来てくれるということであり

ますので、それでテレビ中継とかしていただいて、そういった希望を持って2日間にさせていただきたいと思います。その検討をどうぞよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北村新司君）

以上で公明党、鯨井眞佐子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。長谷川市長はじめ、市ご当局の皆様には、常日頃から議会活動に対しまして、深いご理解、ご指導を賜っておりますこと、誠にありがとうございます。

また、各議員の皆様にも、ご理解、ご指導をいただいておりますことに対し、感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、順次ご質問いたしますので、具体的かつ明解なるご答弁を冒頭お願い申し上げます。

質問の第1は、道路問題についてお伺いいたします。

市民の多くの方々から、日々の生活の中で、道路に関する言葉を多々聞くことがあります。国道や県道の慢性的な渋滞から生活道路への進入が市内のあちこちで発生し、「道を歩くのに身の危険を感じて怖い」との言葉も伺っております。

安全・安心を感じることができる効果的・効率的な対策とともに、児童・生徒の通学路の整備が早急に必要と感じるところであります。

そこで、質問要旨の第1は、生活道路のスピード規制についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、条例創設による私道の整備についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、バイパス用地の買収状況と工事の進捗状況と今後の予定についてお伺いいたします。

質問要旨の第4は、本年度の国道・県道の改修予定についてお伺いいたします。

質問の第2は、国民健康保険についてお伺いいたします。

新年度から国民健康保険に関する制度がいろいろと変更になったと伺うところですが、救済措置や軽減措置も報道されております。勤務先の倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどにより、離職をされた方々の国民健康保険税が4月から軽減されたと伺っております。

そこで、質問要旨の第1は、解雇・雇止めされた方々の軽減額と軽減期間についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、軽減制度が始まる前の離職者の対応についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、親の都合により国民健康保険税が納入されていない「無保険の高校生世代」の救済と対象者についてお伺いいたします。

質問の第3は、過去の一般質問において「今後の検討」と答弁された質問のその後の状況と対応についてお伺いいたします。

質問要旨の第1は、平成16年9月「出前講座」についてお伺いいたします。

質問要旨の第2は、平成16年12月「防災無線の難聴地域の解消対策」についてお伺いいたします。

質問要旨の第3は、平成16年12月、市民の「避難訓練・非常用の備蓄等」についてお伺いいたします。

質問要旨の第4は、平成16年12月「災害ボランティアの登録」についてお伺いいたします。

質問要旨の第5は、平成17年6月「リサイクル券の販売店の拡大」についてお伺いいたします。

質問要旨の第6は、平成17年2月、子どもの健全育成についての「組織の見直し」についてお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終了いたします。市民の理解できるよう、明快な答弁をお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、やちまた21、加藤弘議員の質問に答弁をいたします。

初めに、1. 道路問題について答弁いたします。

(1) ですが、スピード規制を含む交通規制については、道路における危険な箇所の交通安全を図るなど、交通に起因する障害を防止するために行われるもので、この交通規制に関わり、警察は違反者に対し、指導・取り締まり等の措置を講ずるものとなっております。

また、交通規制を変更する際は、実勢速度や交通量等の交通実態や違反の実態、交通事故の発生状況を把握し、分析することとなっております。

さらに、道路管理者には、ハンプ、狭さく等の設置や中央線の消去や路側帯を拡大するなど、物理的に速度が出ないようにする検討をすることとなっております。

市では、今年2月24日付で佐倉警察署を通じて千葉県公安委員会に交通規制として37カ所の要望をしており、そのうち5路線を減速するよう規制の要望をしているところです。

なお、交通規制に関しましては、道路沿線の方々が、その規制形態に理解をいただく必要があります。そこで、市ができる対策としましては、注意看板等の設置をしているところでございます。

今後とも、交通安全の状況と地域要望に添い、警察機関に要望してまいりたいと考えてお

ります。

次に（２）ですが、桜田議員の一般質問の際に、お答えしたとおり、私道の整備に対する助成制度の創設は考えておりません。ご理解をお願いいたします。

次に（３）ですが、八街バイパス街路事業部分の用地買収につきましては、既に完了しており、現在、ＪＲ総武本線をまたぐ橋梁工事に伴うクレーン設置部の地盤改良を実施しているところでございます。

その後、県道千葉八街横芝線から県道成東酒々井線までの約１．５キロメートルのうち、一部の道路改良及び舗装工事等を進め、平成２３年４月に供用開始をする予定であります。

また、道路事業部分につきましては、本年３月末の用地買収率で約８６パーセントとなっており、そのうち県道成東酒々井線から国道４０９号までの間については、約９０パーセントとなっております。

工事につきましては、総延長約１．７キロメートルのうち、県道成東酒々井線から国道４０９号までの約５００メートルについて、用地買収が済み次第、着手し、早期の完成を目指すとともに、残りの区間について順次整備する予定であると県より聞いております。

次に（４）ですが、今年度の改修予定について、千葉県印旛地域整備センターに確認しましたところ、歩道整備につきましては、国道４０９号の八街ほ地先、千葉八街横芝線の八街い地先、東金山田台線の山田台地先の３カ所を予定しているとのことです。

次に、舗装修繕につきましては、八街三里塚線の八街に地先で１カ所、その他、排水整備につきましては、国道４０９号の八街ほ地先と八日市場八街線の八街に地先の２カ所を予定しているとのことです。

今後も国・県道の道路改良、排水整備等につきましては、緊急性が高い箇所から順次、要望してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２．国民健康保険について答弁いたします。

（１）ですが、平成２２年度税制改正により、平成２２年４月から倒産や解雇などで職を失った非自発的失業者の方々に対する国民健康保険税の軽減制度を開始しました。

この軽減制度では、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者の国民健康保険税を算定するに当たり、前年の給与所得を１００分の３０とみなして行います。

また、軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末までとなります。

本市は、平成２２年４月１日から受け付けを開始し、５月２１日現在、８５人の方が軽減の申告を行いました。軽減の申告をした方の中には、平成２２年１月２日以降、八街市に転入してきた方も含まれており、８５人全員の給与所得の確認をしておりませんが、確認できた方の給与所得を単純に積み上げると１億５千９０万円となります。仮に、この方たちが、１年間を通して、八街市の国保に加入し続けた場合の国民健康保険税医療分・後期高齢者支援金分を合わせた軽減額は、約８４５万円となります。

次に（２）ですが、減免制度につきましては、八街市国民健康保険条例第２４条に規定しており、解雇、倒産等による失業、疾病、負傷等による就労不納等により、その年の所得が

皆無または著しく減少し、担税能力を喪失したとき、減免の対象とすることとしております。

よって、資産や預貯金があるときや身体が健康で就労できる状態にあるときは、減免の対象とはならず、地方税法第15条に規定する徴収の猶予制度や分割納付手続を行うこととしております。

次に(3)ですが、平成22年4月1日現在、資格証明書交付世帯は332世帯であり、この世帯に属する中学生以下の方は17人、また、高校生の年齢に当たる方は8人です。

平成21年4月の国民健康保険法の改正に伴い、資格証明書交付世帯に属する中学生以下の方に対して有効期間を6カ月とする短期被保険者証を交付しておりますが、平成22年7月からは、その範囲が拡大され、高校生までの年齢に当たる方がその対象となります。

また、あわせて、平成22年4月1日現在、1千272人いる短期被保険者証交付世帯に属する高校生までの年齢に当たる方に対しても同様に有効期間を6カ月とする短期被保険者証を交付しなければならないこととなります。そのため、市では7月1日における資格証明書交付世帯及び短期被保険者交付世帯に属する高校生までの年齢に当たる方へ短期被保険者証が届くように準備を進めているところでございます。

次に、質問事項3. 過去の質問において「今後の検討」と答弁された問題について答弁いたします。

(1)ですが、本年度4月から教育委員会社会教育課と郷土資料館が連携し、市民等を対象に「八街の歴史・文化財出前講座」を実施しており、内容につきましては、誠和会、林修三議員からの個人質問で教育長が答弁したところでございます。

現在のところ、本市におきましては、市政全体をメニュー化した出前講座という形をとっておりませんが、教育委員会が実施している出前講座以外にも中央公民館主催講座などで、市職員が講師を務めることや、区、町内会、あるいは市民グループなどから担当課に要請があったときには、担当者が会場へ伺い、説明を行っており、同様の対応をとっているところでございますので、今のところ市政全体をメニュー化し、制度化するところまでは考えていないというのが現状でございます。

次に(2)ですが、防災行政無線は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民との間に効果的な通信連絡体制を確立する手段として、平成3年に無線施設に関する調査を実施し、平成4年から7年度にかけて、学校や地区の集会施設等の避難場所を中心に、親局1カ所、子局46カ所を整備し、災害に関する情報や市行政についての周知、行方不明者の搜索等、市民の協力を必要とする事項の通報を行っております。

また、設置当初に比べ、宅地開発等が進み、市街地形成の変化等により、スピーカーの音の届く範囲が変化し、聞きづらいという相談が寄せられる一方、音がうるさいという苦情もございます。

現在の設備については、設置後、約17年以上経過し、老朽化も進み、今後はデジタル化への移行も検討する必要があることから、新たな子局の整備は難しいと考えられますので、難聴地区等の対応につきましては、機器の音量調整等により対応してまいりたいと考えてお

ります。

なお、防災行政無線の放送内容につきましては、フリーダイヤルでも聞くことができますので、今後も市民の皆さんに広報等を活用し、周知してまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、先般、誠和会、林修三議員に答弁しましたが、市全体で行う防災訓練の必要性については、深く認識しているところではあります、市民の皆さんが参加できる訓練としては、各地区単位での訓練が、よりきめ細かな対応ができますので、今後もこれらの要望に応じて関係機関と協議しながら実施してまいりたいと考えております。

また、災害時に円滑な応急対策を実施する上で必要となります、防災備蓄倉庫の非常用備蓄等につきましては、平成21年度末で主食として約9千食、副食として約9千食、毛布約2千100枚など、災害時に必要な防災用物資を備蓄しておりますが、備蓄量としましては十分とは言えないことから、今年度も市中央公民館に備蓄倉庫を設置し、今後も計画的に整備してまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、現在、八街市に登録しております、ボランティアグループ等につきましては68団体1千410人、個人ボランティアには144人が登録されており、主な活動内容としましては、地域の防犯、施設等での奉仕作業などに活躍されております。

災害時のボランティア団体となりますと、八街市建設業災害対策協力会の活動協力としまして、土のうの作成等、災害時における緊急の出動の協力をいただいているところでございます。

また、ボランティア登録を行ってはおりませんが、災害時に備え、高齢者宅等におきまして、家具等の転倒防止などの策を、以前、講じていただいた団体が1団体ございます。

今後は、大地震あるいは台風などの災害を考えた場合に、より多くの支援活動をしていただけるようなボランティア団体の登録を広報等で呼びかけていきたいと考えております。

次に（５）ですが、特定家庭用機器再商品化法第9条では、家電4品目の販売店や買替店が引き取りを行い、処分することが義務付けられておりますので、ほとんどの場合、これらの小売店が有料で回収を行うこととなります。

しかしながら、処分に際し、過去に購入した販売店が倒産した場合などは、郵便局で家電リサイクル券を購入の上、ご自身で佐倉市や富里市の指定引き取り場所まで運ぶか、または市役所もしくはクリーンセンターで家電用の粗大ごみ処理券を購入していただくこととなります。

なお、平成21年度における家電用の粗大ごみ処理券の販売件数は、エアコン3件、テレビ14件、冷蔵庫9件、洗濯機14件となっております。

通常の粗大ごみ処理券の販売店数は2カ所増、2カ所減の同数であり、事務処理の手間がかかることなどが課題となっておりますが、今後は販売店の少ない南部方面の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に（６）ですが、平成17年3月議会において「児童家庭課や健康管理課などの組織統合を図って、子どもの育成等に、より一層の充実を図ってはどうか」との質問の中でも答弁

+

しておりますが、次代を担う子どもが、すこやかに育つための環境を整備することが重要な課題となっております。

特に、家庭児童相談につきましても、相談件数が年々増加するとともに、相談内容も多種多様となっております。中でも、児童虐待につきましても、その予防とともに早期発見・早期対応が求められております。

このため、本市では家庭児童相談員2名と母子自立支援員1名が中心となり、児童家庭課職員、健康管理課職員、市内の保育園や幼稚園、小中学校の先生、県の児童相談所職員などが情報の共有化と連携を図り、関係機関が一体となって個々の相談事例に応じた支援に努めているところでございます。

なお、組織の見直しにつきましては、市民サービスの向上と職員の定員適正化を踏まえながら検討した結果、子ども手当に関する手続と乳幼児医療費助成及び児童医療費助成に関する手続を1つの窓口で行えることができるよう、健康管理課で行っている乳幼児医療費助成及び児童医療費助成に関する事務を平成23年4月から児童家庭課へ移管する予定となっております。以上です。

○加藤 弘君

答弁ありがとうございます。自席で幾つか、再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、生活道路についてですけれども、道路沿線の方々が規制形態に理解が必要という答弁がございましたけれども、これは要望された方と道路沿線の方々との間には意見の食い違いとかが見えるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

意見の食い違いということでございますけれども、その路線を利用する一般の方、それから、その方々と沿線住民との間、この間には利害関係とか、立場の違いということがございますので、意見の相違があるということも考えられますが、市への要望につきましては、地域の意向を踏まえて、区長さん等の地域の代表の方から要望が出されるということでございますので、私どもとしては、基本的には沿線住民の理解が得られた上で要望が出されるというふうに理解をしております。

○加藤 弘君

次に、私道ですけれども、先般のほかの議員の方の再質問の中で、重要な私道に対しては砂利を支給されているという答弁がたしかあったと思うんですけれども、この重要な私道とはどういうことを指しているのか、お聞かせ願います。

○建設部長（糸久博之君）

重要な私道のことでございますけれども、奥に住居がたくさんあるとか、そういったところで、自治会とか、区とか、そういったところから申請があったところについて砂利を支給しているということでございます。

○加藤 弘君

実は、私の住むところが十数軒しかございません。この地区が、私は正直言って区に入っ

ています。ほかの方々は高齢者の方も増えてきて、区にも入らず、自分たちで組織を作っているんですが、その組織にも入っていない方がいる。この組織の中の代表者が、やはり砂利を要請したら、なかなか難しいという。道路の形態としては、ぐるっと回って市道にどちらからも出られる状態のところなんですけれども、こういう場合はどうなんでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

通り抜けができるような私道、一般車両が入ってこられるような道路、今現在、行き止まりという。

○加藤 弘君

通り抜けできます。

○建設部長（糸久博之君）

通り抜けできるところにつきましては、区長さんとか、自治会長さんとか、そういう形であれば支給するつもりではおります。

○加藤 弘君

今も説明したように、その場所は区にも入っていないんですよ。結局、自分たちだけで別組織を作っちゃっている。ところが、いろいろなことがありまして、もともとは入っていたらしいんですよ。だけど脱退したということで、自分たちだけで。正直な話、私なんかも家を作ったときに道路を壊したということで、自分で家の前を舗装、他人の名義の土地です。正直言って、持ち分でもない。そこまで、壊したということで、何とかしろで、自分で舗装しましたけれどもね。それで、連絡をとってもらって、その持ち主の方を登記所行って要約書を上げてきて調べても連絡がつかない。郵便が返ってきちゃうというようなところでしたけれども、周りの方からいうと、加藤さんが壊したんだから直せということで、そういうことも直した体験がございます。何年か前までは、砂利が支給されていたということなんですよ。そういう過去に支給されて、ここへきて支給されないということが起きているんです。どうしてなんだということも聞かれますけれども、財政上の問題なのか。一応、通り抜けできて郵便配達も来ている、ごみ回収車も来ているという状況の道なんですけれどもね。これ、市内にあちこちにあると思うんですよ、こういう状況の道は。多分、私のところに限らず、私のところを例として挙げたんですけれども、市内のあちこちでも、そういう現状が起きているところもあるんじゃないかという思いもしますので、その重要なという、昨日の言葉がございましたので、その辺が何かやはり規定上とか、条例の中でひっかかってくるのかなという気持ちがしましたので、ちょっとお伺いさせていただいたんです。再度ちょっとお願いします。

○建設部長（糸久博之君）

まず、一般的には、私道については支給はしないんですが、市管理でございますので市道のみでございます。ただ、そういったことで、住民サービスということもございますので、まるっきり排除するのではなくて、そういった区ないし、自治会等から出していただければ市民の方でございますので、そういった形で支給すると。先ほど、どこにも入っていないと

いうことをございまして、それで、歯止めを効かさないと個人でもということになりますので、そういった区長さんとか、自治会長さんとかという形でお願いをしております。

○加藤 弘君

一応、それは代表者の方に再度お伝えします。昔は道路の幅員さえあれば、開発等が許可されてきたと思うんです。今現在、何十年もたって、結局やはり以前も市の方に何とかならないかということをお願いしました。やはり、何年たってもなかなか返事が返ってこないということで、その地域の住民の方と私と一緒に、その要約書を調べたり何かしましたら東京の新宿に、その会社が2社あると、同じビルの中に。それも訪ねました。会社へ行きましたら、看板はあるけれども住んでいる実態がないということもありまして、会社の登記簿謄本、社長の住所も調べ、そこの住所まで行政書士を頼んで手紙を出したりなんかもしました。

また、1社の方は大阪に会社がございました、移転していました。これは、外人の所有する会社だと。そこの方は、対応していただき、全部草刈りをしていただき、全部販売にかけていただいたという経緯も経験しております。このような年数がたったものというのは、個人ではなかなか正直言って処理ができないんです。やはり、この処理には、行政の力がどうしても必要だと思うんですよ。我々もできる範囲でやりますけれども、住んでいる方も年々年をとってまいります。そうした場合、例えば当時40歳の年代で買った人が、20年、30年たてば60歳、70歳になっています。それとともに会社がきちんとしているのであればいいですけれども、きちっとした会社ばかりではございません。移転されたり、転売されたりという状況が多々ございます。そういう年数のたったところに関しましては、ある程度のところで行政の力が動かないと処理ができないだろうと。たとえ個人負担がかかるにしろ何にしろ、そういうところも市の条例を改正していただきながら、また、あるいは新たに作っていただいて、何とかそういうことが解消できるように持っていただければ。これ、住んでいる方も年をとってきます。年々、若ければ払えるものも、年をとれば年金生活になっていき、払うことも不可能になってくる。これがやはり市に対する、また不満というものに結び付いてくるんじゃないかという思いもします。何とか行政の力を十分に発揮していただいて、活用していただいて、せっかく八街に住んでいただいた方、その方が八街から出たくないというような形に、気持ちにさせていただくことは不可能なのかどうか。その辺ちょっと部長の見解をお願いします。

○建設部長（糸久博之君）

今現在、市の方では道路や交差点の改良、歩道の整備や舗装の修繕、排水の整備を進めているわけでございますけれども、これから、整備をしなければならぬところは数多くあります。そして、毎年少しでも予算確保に努めているところでございますけれども、そうした状況の中で市道の維持管理、整備に費やされるということで、現在のところ、私道の整備とか、そういった面までについては及ばないのが実情でございますので、ご理解をお願いいたします。

○加藤 弘君

これ、昨日今日の話じゃないんですよ。もう、ずっと私も議員になってから、ずっとお願いしたり何かしてきたと。部長が課長時代の頃からお願いしてきたこともございます。やはりそれだけの年数、何も検討してもらっていないと。その辺はやはり、もうちょっと何か市民に対して、ここまでやったけれども、こうだよという形をやはり見せていただかないと、なかなか市民の方も納得しない。中には、もう税金納めないよという人もいます。それはだめだよと言ってきています。それは、また別問題だよと。あなた道路のことで税金納めないというけど、ほかにも、その税金は使われているんだよと。自分たちの介護のことも使われるんだよということで、説得してはきています。やはり、そういう払うべきものを払わないなんて言葉を聞くのも、私も嫌だし。いろんな形で、今すぐやれということじゃなくて、これからやはり、そういうことも市内東西南北いっぱいあると思うんですよ、こういうところが。1つずつ片付けるような考えを行政として持ってもらいたいという気持ちがあります。再度その辺、ちょっと部長、お願いします。

○建設部長（糸久博之君）

公共性の高い道路ということで、公道と公道を結ぶ、そういった私道であれば、今後ともまた、碎石等については支給していきますけれども、今言われた私道のそういった処理につきましては、ちょっと現在のところ無理かと考えております。

○加藤 弘君

そういうお返事でしたね。もう一つ、お伺いします。

その道の中に、一部、縦に例えば道があったと。その縦の中に一部、市から寄附を受けています。こういうところがあります。これは、何で受けたのかという問題も出てくると思うんです。一本の道をそっくり受けているんじゃないんです。これは、例えば6メートルある道を6メートル受けていたんじゃない。この一部をもらっている。こういうことも現状ございます。これは何年も前に、部長にも正直言って図面もお見せしています。それが、遅々として進まない。何で、地権者の方から受けたのか。

再度これは、後日、また部長にその図面を再度お見せしますので、その辺から調べていただき、どういう目的で受けたのか。いずれ市の道路として使いたいから受けたんだろうと思うんです、その地域のね。それは、回れる道になりますから。そういうものをやはり受けるときは、やはりそれなりの目的を持って受けていると思うんですよ。だから、そういうものが何年たっても処理されないと。市からも個人の所有者に対して寄附してくれという話もない。市道として使いたいと、だから寄附してくれという話もない。そこの近辺に、また、新たに家が建っている。舗装しちゃっていいかなという言葉も出てくる。人の土地を勝手にやると、私も自分でやりましたけれども、万が一、はがせと言われたら、はがさなきゃいけない。連絡がとれなくても、結局、持ち主があらわれれば、それで処理しなければいけない。そういう問題もありますので、この私道に関しましては、市内あちこちにございますので、いろんな形で再度、年に1カ所でも、2年に1カ所でもいいですから、そういう形を処理することも考えていただきたい。当然、毎日のように道路の問題が出てきていまして、いろい

+

ろ答弁が大変なのもわかります。お金がかかるのもわかります。ですけれども、何らかの形で、せつかく八街に住んだ方が「八街よかったよ。環境もよかったけれども、道路もこういうふうになってくれたよ。排水もこういうふうになってくれたよ」と、そういう気持ちで八街で一生終わってもらえないかなという気持ちがありますので、八街を出ていくんだということを言われなくて済むように、何とかやはり意識調査の中でも道に関する答えが、要望が多々あると思いますけれども、その辺、もう一度考えていただきたいと。市長、すみませんけれども、何とかよろしく検討してください。お願いします。

○市長（長谷川健一君）

私は場所は知っていますけれども、よく内容がわかりませんが、こんなところを解決したところもあるんですよ。というのは、今の開発はそんなことはないと思いますけれども、道路を両側の宅地を持っている人が持ち分があって、道路を指定してあって、先端から振り分けにしてあって、道路も宅地の中に入っているんですよ。今の話を聞くと、多分そんなようなことだと思うんです。間違ったらごめんなさい。そういう道路だと思うんですね。市が一部受けてあるということは、そういう話が出て、その人が寄附しますよと言ったから市が受けたのか、何だかわかりませんが、そうしますと、それを市道にするのに市が寄附すれば市道にするよと、こんなことをやっていますと、みんなほかもそういうふうにはやらなければ、市がまた寄附してくれというような、これはちょっと言いづらいことですので、本当にそういう地域の人、そこを市道にしてもらいたいということであれば、自分たちで、今、持ち分になっているから、これを市に寄附して市道にさせていただいてしてもらえよと。それには、今度また区がありますから。そうしますと、今もそういうことを言われますから、区に入っていないところを市でやって、何で区に入っているところをやらないんだと、こんなことですから。そうすると、今度区長さんは区長さんで、私どもが要望したのをやらないで、あんな区に入っていないところを何でやったんだと、こんなことですから。そんなことをするから、区に入る人がいなくなっちゃうんだと。

ですから、それはお互いに地域の人で話し合って、それと同時に、まず、一番そういう地域であれば、その道路が恐らく買ったときに、銀行に抵当権に入っている方もあろうと思うし、それをまず第一に銀行とも話をし、了解を得てやらないと、今度市道に、できませんから。その仕事、作業をして、団地の人たちが寄附しますから、これを市道にしてくださいとかと行って来たときには、また、検討せざるを得ませんが、そうじゃないうちから市でそこを市道にするから、そんなことは、ちょっと言いかねますので、ですから、本当は私よりも部長の方がよく知ってるんですよ、そういうことは。知っているけれども、担当はこんなこと議員さんに言いづらいから言わないんですよ。ですから、私はそういうことは、はっきり言って、こういうわけだから、こういうふうにしていただければ、十分検討しますと言った方がいいんだということは言っているんですけども、ちょっと言いづらいから。議員さんに言うのは、本当に私みたいに言いづらいことだとして、私が言ったって、議員が言ったって同じです。私よりもっとよく知っているんですから、担当の方が。ですから、そ

ういうところは、まず、地元でそういう道路について、そういう作業をしていただいて、その後、市で、そうすれば検討せざるを得ませんから。それと、また、今度は地元の区との関係がありますから、やはりこの要望は、そうになってきちゃうと、みんな今度は区を抜けちゃいますから。抜けたらどうかというと、抜けた場合に今度は防災とか、いろんな問題が出てきたときに、今度は困りますから。ですから、そういうことをよく地元で話し合っ、また、相談していただければ、それなりの協議ができると思います。以上です。

○加藤 弘君

それは、また、今、市長が言われたように、担当課とよく相談させていただきます。

次に移りまして、バイパスの件ですけれども、県道成東酒々井線と409号の間の道路の排水、これはどこへ向かうのか。道路の雨水、排水ですね。その辺はどうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

成東酒々井線の丸松種苗さんのところから409号の間の排水につきましては、今現在、調整池ができております。山武地域にできておりますけれども、そちらの方へ流れて作田川の方に流れることになっております。

○加藤 弘君

では、409号から五区の万来ガソリンスタンド、この間の雨水、排水はどのようになっていますか。

○建設部長（糸久博之君）

409号から万来さんの方につきましては、今現在、東吉田に既に調整池がございますけれども、そちらの方に流す計画でおります。

○加藤 弘君

吉田にある調整池の方に引っ張っているわけですか。

○建設部長（糸久博之君）

今現在、その計画ですけれども、今年、調査等をしますけれども、そういう形の計画でございます。

○加藤 弘君

これは、最終的にバイパスは何年度に完成、万来のところ交差点改良まで進んで、何年頃に完了の計画なのか、わかりましたらお願いします。

○建設部長（糸久博之君）

今、用地買収は道路事業につきまして、86パーセントでございますけれども、その完成時期については、今現在、何年ということで県の方からは聞いておりません。

○加藤 弘君

今、それ完成と言ったのは、道路の沿線の方、この方たちも、今、農家をやっても道路ができれば、また、環境が変わってきちゃうだろうという気持ちで、大変不安に思っている方が多くいますので、自分たちがやっている間はいいいけれども、子どもの代になって子どもにやるといっても、道路を横断して、あるいは畑を分割されて農業やれといってもという

+

考えの方も結構、話を聞いていますので、やはり相当な不安を持っていますので、何かの会議のときにでも、そういうことが伺えたら相当バイパスは計画的には遅れていますので、わかった時点で結構ですので、教えていただければ地権者の方に、またお伝えしますので、その後の計画は本人たちに、また考えていただくしかございませんので、一応、土地利用等で本人たちも悩んでいる方もいらっしゃると思いますので、その辺何とか、わかった段階で教えてください。

それと、質問の3番目ですけれども、出前講座をメニュー化するのは大変難しいようではありますが、どうして難しいのか。せっかく、いろんな形で、いろんなところへ各区から要望が上がったり、市民団体から要望があって出向いてやっているのは、あちこちから聞いています。市に言えば来てくれるという話も聞いております。せっかく、そういうふうに行っているんですから、ある程度、メニューを作ってあげて市の方も逆に動きやすいんじゃないかなという思いもしますけれども、その辺、総務部長いかがですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに、そのとおりというところもございます。市長答弁と重複しますが、形態はさまざまではございますけれども、現状では、今お話があったように市民からの要請に応じた個別の対応、一定の対応はとれているというふうに考えているということで、言葉の問題になりますけれども、現時点ではメニュー化、制度化というところまでは考えていないということではございまして、全くこれから考えないということではございませんので、その辺についてはご理解はいただけるかと思えます。

○加藤 弘君

次に防災無線なんですけれども、今回、もう間もなくデジタル化のこともありますので、今できないということもありますけれども、もっと以前から、これを考えてもらえれば、防災無線設置当初から相当な年数もたっているし、聞けるところ、聞こえないところ、多々あったと思うんですよ。そういうのも含めて、新たな対応ができたんじゃないかと思ったんですけれども、これから、また再度、検討するようなことをおっしゃっていただけると、できれば、早くに検討してもらいたかったなという気持ちです。

それと、防災備蓄倉庫ですけれども、今まで学校とか、公共の土地に建ってきていましたよね。本年度は中央公民館ですね。これで22カ所目ということですが、これ、公共の場所がないところ、空白地帯もあると思うんですよ。こういうところは、どういうふうに考えていかれるのか、教えていただけますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

防災備蓄倉庫、公共の場所というようなお話がありましたけれども、私どもとしては基本的に市内に30カ所ございます避難場所、これに順次設置をする計画ということで考えております。

それで、その避難場所については、今ご指摘がありましたように公共用地、もしくは公共的用地を指定しているわけではございますけれども、市内全体にバランスよく配置がされてい

るのではないかというふうに考えておりますので、まずは、この避難場所についての設置、これを優先したいというような考え方でございます。

○加藤 弘君

それと、粗大ごみとかのリサイクル券ですけれども、まだ、市内にはあちこちに大きなごみが目につきます。先ほどの答弁の中でも、処理券の事務処理が大変だということから、なかなか難しいということもございました。この事務処理をどういうところが難しいのか、ちょっと私も詳しくわかりませんが、簡素化して、やはり取り扱っていただけたところをもう少し各区で1カ所ぐらいずつとか、そういうふうに拡大していける可能性はどうなんでしょうか。

○環境課長（中根一訓君）

粗大ごみ処理券の販売点につきましては、先ほど市長答弁にございましたように、南部方面が少ないので、営業時間などの利便性も考慮いたしまして、コンビニエンスストアなどに販売店の拡大を検討してまいりたいと考えております。

あと、次に事務処理の簡素化はできないかというような、ご質問でございますが、現在、粗大ごみ処理券の事務手続につきましては、3カ月に一度、環境課の窓口へ報告書の提出をさせていただいております。今後は、その報告書の提出及び入金にかかる手続を郵送対応でできるように検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

ありがとうございます。コンビニでも対応できるようにということですので、南部のみならず、東西南北、再度検討していただき、そういう販売店を増やしていただき、市内にごみが散らからないように、行政での努力を皆さんが認めてくれるような形で推進していただければ幸いです。

以上で、私の再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤弘議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤 弘君

先ほど、備蓄倉庫22カ所と言いましたけれども、中央公民館で、これ、22年度ということで訂正をお願いします。

○議長（北村新司君）

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

それでは、一般質問の最後から2番目ということで、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

平成21年度の税収見込み全般について伺うものであります。

八街市の平成21年度の当初予算における歳入見込みは、一般会計、特別会計、合わせまして294億7千171万4千円となっております。

一般会計では、163億1千円のうち、市税は73億2千375万3千円。そのほか、地方譲与税等を加えると、予算構成比は、いわゆる自主財源は50パーセントを超えることになっております。

市税等の確保は、市財政にとって極めて重要な意味を持ちます。

そこで、5月31日、出納閉鎖になりましたので、市当局が把握している今現在の歳入状況の見込みについて伺いをいたします。

次に、国民健康保険税の税収見込みについて伺うものであります。

今定例会でも追加補正が出て、いよいよ国保財政も、がけっ縁でございます。

医療費の急激な伸びが、この財政を苦しめていることは事実ですが、未納問題も避けて通れない事実であります。

抜本的に解決するには、後期高齢者医療制度のように、最低限、都道府県単位の組織にすべきであります。しかし、現在の市町村単位の制度の中で、国庫財政は運用されていますから、それなりの対処が求められます。

八街市も多くのマスコミに取り上げられ、国保徴収率がいつも問題になっています。平成21年度の税収見込みはどのくらいになるのか、お答え願います。あわせて、市税等も含めて歳入における市税と国保の不納欠損額の見込みはどのくらいの数字になるか、お聞かせ願います。

そのほか、市の歳入はすべてに及んでおります。市営住宅の使用料も、その1つであります。そこで、市営住宅の使用料の収納状況についてお聞かせ願います。

さらに、給食費の収納問題についても伺います。

給食費についても、未納問題が生じております。聞くところによりますと、子ども手当の先取りは難しいと聞いていますが、この未納に対して、この子ども手当が、どのように八街市として対処できるのか。市当局の判断をお聞かせ願いたいと思います。

この質問の最後については、歳入の確保は至上命題ですが、残念ながら歳入の全額確保するのは至難のわざです。特に調定額から見ると大きく乖離しているのではないのでしょうか。税収確保については、八街市市税等徴収対策本部を立ち上げ、歳入確保に全力を挙げていますが、その取り組みについてお聞かせ願います。

次に、道路整備問題です。

八街市は慢性的な交通渋滞が主要道路で続いています。また、歩道のないところが、至るところに散見されます。通学道路も歩道のないところが随所にあります。特に老人や子どもたちの安全確保も看過できない問題であります。

そこで、国道、県道、市道の歩道整備率はどの程度になっているのか。

また、今後の整備計画はどのようになっているのか、お聞かせください。

最後に環境保全について伺います。

砂地区のカタクリの群生地は平成2年2月23日、市指定の天然記念物になりました。先般、市民の方から市のカタクリ群生地保全は不十分という声を受けて現地調査を実施いたしました。カタクリは花が終わり、実を付けて枯れてしまう性質ですが、群生地というからには、それなりの保全管理が求められるのではないのでしょうか。

地元の皆さんとよく話し合いをした上で、カタクリの個体数、絶対数を増やして、名実とともにカタクリ群生地の名に恥じない努力を払うべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上、よろしくご答弁をお願いします。

○市長（長谷川健一君）

個人質問、やちまた21、林政男議員の質問に答弁をいたします。

初めに、質問事項1. 税収の確保についてですが、(1)①、②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

平成21年度の市税等の収入額につきましては、約72億7千500万円を見込んでおり、予算額を5千200万円ほど上回るものと思われま

す。また、収納率で申し上げますと、現年課税分が94.0パーセントで、対前年度比0.2ポイントの増、滞納繰越分につきましても13.1パーセントで、対前年比1.7ポイントの増といずれも増となる見込みですが、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体の収納率では76.8パーセントと対前年度比0.3ポイントの減となることを見込まれております。

次に、国民健康保険税の収入額につきましては、約23億8千200万円を見込んでおり、予算額を約1千万円ほど上回るものと思われま

す。また、収納率で申しますと、現年課税分が77.2パーセントで、対前年度比1.0ポイントの増、滞納繰越分につきましては11.5パーセントで、前年度と同率となる見込みですが、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体の収納率では、42.4パーセントと対前年度比0.1ポイントの減となることを見込まれております。

いずれにいたしましても、最終的な数値につきましては、6月中旬になりませんと把握することができませんが、4月から5月にかけて、平成21年度課税分を対象とした集中滞納整理を延べ210人の職員を動員し、実施したところであり、この取り組みが成果としてあらわれるものと期待しておるところでございます。

次に(1)③ですが、平成21年度の市税等の不納欠損額につきましては、約1億5千1

00万円となっており、前年度と比較しますと、約2千580万円、14.6ポイントの減となっておりです。

このように減となった理由といたしましては、差し押さえ等の滞納処分を強化したことや分割納付の約束などにより、手付けずのまま、時効を迎えてしまう事案の減少したことが挙げられます。

また、国民健康保険税の不納欠損額につきましては、約2億2千500万円となっており、前年度とほぼ同額となっております。

次に④ですが、市営住宅使用料につきましては、調定額5千457万5千890円に対しまして、収入済額は平成22年4月末で、5千318万9千200円となっております。

収納率にいたしますと、97.46パーセント、収納状況といたしましては、平成21年度分として、約98パーセントを見込んでおります。

なお、滞納繰越分といたしましては、調定額3千52万6千445円に対しまして、収入済額は262万800円で、収納率は8.59パーセントであります。

次に(1)⑥ですが、市税、国民健康保険税の滞納者への対応につきましては、地方税法、国税徴収法にのっとりた督促や滞納処分を基本に取り組んでおるところであり、今後も悪質と言わざるを得ない滞納者に対しましては、財産調査、差し押さえ、公売を中心に厳しく対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、滞納者の中には会社の倒産やリストラなど、さまざまな事情を抱えている方も多いため、自宅への訪問や電話による相談など、滞納者と直接会話することにより、それぞれの状況を的確に見きわめ、法のもと、単に事務的に処理することなく、それぞれの状況にあった解決策を見出せるよう努めております。

また、市営住宅使用料の滞納者につきましても、市税及び国民健康保険税と同様に督促状を送付するとともに、戸別訪問や電話催告による滞納整理に努めております。

次に、質問事項2. 道路整備について答弁いたします。

(1)①ですが、市内の国道につきましては、126号、409号、合わせて延長約13キロメートルのうち、7.4キロメートルが整備済みで、率として56パーセントでございます。

次に、県道につきましては、主要地方道及び一般県道、合わせて11路線ございますが、延長約41キロメートルのうち、20キロメートルが整備済みで、率として49パーセントでございます。

最後に、市道につきましては、延長約490キロメートルのうち、16キロメートルが整備済みで、率として3.3パーセントとなっております。

次に②ですが、今年度の歩道整備予定のうち、県関係について千葉県印旛地域整備センターに確認しましたところ、国道409号の八街ほ地先、千葉八街横芝線の八街い地先、東金山田台線の山田台地先の3カ所を予定しているとのことであります。

次に、市道関係ですが、市道文違1号線につきましては、今年度完成に向けて、残りの部

分の工事を実施いたします。

また、平成24年3月の完成を目指し、新たに市道114号線、116号線、210号線の交差点改良事業に今年度より着手いたします。さらに、南中学校の通学路にもなっている市道四木28号線の道路改良事業を昨年度交付された経済交付金を活用し、実施することとしております。

平成23年度以降の歩道整備計画につきましては、現在のところ、これら事業が終了次第、川上小学校側から市道114号線の歩道整備を含めた道路改良事業を実施する計画となっております。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1のうち（1）⑤及び⑥の給食費について、一括して答弁いたします。

初めに、平成21年度の給食費の収納状況ですが、過年度分については、調定額3千199万7千円に対しまして、収入額468万8千円、収納率14.6パーセント、現年度分については、調定額3億6千192万3千円に対しまして、収入額3億4千389万円、収納率95.0パーセントとなる見込みでございます。

次に、未納者への対応につきましては、督促状の発送、電話による催告、自宅への訪問、納付相談を実施するとともに、学校を通じて収納の呼びかけを行っております。

なお、悪質な未納者に対しましては、今後も引き続き法的措置をとってまいります。

質問事項3. 環境保全について答弁いたします。

（1）①ですが、カタクリ群生地は、砂区の日枝神社の境内地に所在し、所有者は日枝神社、管理者は砂区です。砂区の住民の皆様には長年にわたって、その保護にご尽力いただいているところでございます。

砂区では、カタクリを本市の貴重な天然記念物として保護するだけでなく、市内外の方々に知ってほしいとの考えから、市道115号線の旧砂消防機庫前からカタクリ群生地までの案内看板の設置について要望がありました。これを受けて教育委員会では、昨年度、3カ所に案内看板を設置し、見学者の利便性向上を図ったところであります。

カタクリ群生地の環境整備につきましては、日枝神社の氏子さんや、砂区の住民の皆様が神社境内の「宮刈り」と兼ねた除草作業を毎年実施していただいております。

しかしながら、近年の状況を見ますと、カタクリが地上に姿をあらわしている時期に、他の雑草や笹が生えている様子が見受けられ、カタクリの良好な生育を阻害している可能性が考えられます。

教育委員会としましても、カタクリの良好な自生を促すため、草刈りや落ち葉拾いなどの環境整備を拡充した方がよいものと考えておりますので、砂区との連携を強化し、文化財ボランティアの力もお借りするなどしながら、カタクリの良好な生育環境の維持に努めてまいります。

次に②ですが、カタクリは、以前、市内の幾つかの場所で群生地があったようですが、里山の放置や山野草ブームを受けた乱獲等により、大部分が消滅してしまいました。

+

そのような中で、砂のカタクリ群生地は、自生する株の密度は低いものの繁殖面積が広く、大変貴重であることから、平成2年2月、市の天然記念物に指定しました。指定後、教育委員会では、盗掘などにより減少傾向にあったカタクリを保護するため、平成8年以降、発芽する2月下旬頃から葉が消滅する5月下旬頃までの約3カ月間、「カタクリ採取禁止」を明記した看板とロープを設置し、職員による巡回を行い、見学者の立ち入りや盗掘の防止を図ってきました。

これにより、カタクリの植生数は、ロープを設置する前に比べて増加しているものと認識しております。

なお、砂のカタクリは、他市町村で見られるように株が密集し、一面に咲きほこる群生地ではありませんので、もっと多くの株が繁殖すればさらによいものと考えます。しかしながら、カタクリの種子が根付いてから開花するまでには、平均8年もの期間を要するため、開花する株の量は、その年の約8年前の開花や結実状況が反映されるため、年によってばらつきがあります。例えば、今年の場合、春に入ってから厳しい寒気に見舞われたことにより、咲きかけた花がしおれ、結実しないまま枯れてしまう株が多かったため、8年後頃のカタクリの開花状況は、恐らくかんばしくないことが想像されます。

また、カタクリを人工的に増殖させることも考えられますが、天然記念物指定区域内においては、ここに自生するカタクリの本来の植生を崩さないように留意する必要がありますので、一般に販売されている種子などをまいて増殖させることは考えておりません。

そこで、教育委員会では、今年、実からこぼれた種子の一部を採取し、カタクリの人口栽培を試験的に始めようとしているところでございます。

以上のように、カタクリの増殖を図るため、除草作業や人口栽培を実施しますが、何分にも自然の営みによるものですので、長い目で見守っていただきたいと思っております。以上です。

○林 政男君

それでは、1番はちょっと長くなりますので、3番から上の方に上がっていきます。

今、大変教育長の方から砂のカタクリについて、大変前向きなご答弁があったというふうに認識しております。特に人口栽培を計画されているというお話でございました。もうちょっと、こういう具体的な、今、こういうことを考えているということがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育次長（越川みね子）

具体的には、今年、職員が巡回の中で開花した場所を覚えておきまして、種子の採取を行ったところでございます。そちらをカタクリの種子をプランターにまきまして、市役所内でまず育成したいと考えております。

来年度、うまく発芽しますと、2年目、3年目ぐらいには移植できるかと考えております。ですので、もう少し長い目で見ていただきたいところが本音でございます。

○林 政男君

今、お話のとおり、カタクリの開花までには6年から8年かかると言われておりますから、

地道なやはり努力をしていかないと、個体数を増やすことはできないと思いますので、今、その取り組みを大事にされて、毎年毎年やっていただけたらと考えております。

次に、道路整備について伺いますけれども、先ほど今後の整備計画の中で、八街い、ほ、それから県道東金山田台線というようなお話がありましたけれども、これは二州小学校の通学路の整備というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

東金山田台線の地先につきましては、二州小学校前の通りでございます。

○林 政男君

国道126号から二州小学校までの歩道設置についての県の方の採択も進んでいるというふうに聞いておりますけれども、実は県の方の整備の中で、高速道路高架下の方も順次やっているように聞いておりますけれども、今の東金山田台線の該当箇所というのは、二州小学校の通学路という、どこでも通学路なんですけれども、国道126号から二州小学校の方というふうに解釈してよろしいですか。

○建設部長（糸久博之君）

国道126号から二州小学校の方でございます。

○林 政男君

引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、平成21年度の税収見込みについて伺ひます。先ほど、市税等の税収見込みについてお伺ひしましたら、市長答弁の方から、ほとんど昨年と同じような経過といひますか、見込みが得られているということで、むしろ増加しているというふうなお話でございました。

そこで、お伺ひするものなんですけれども、国民健康保険税の今回補正予算を組みましたけれども、いわゆる法定繰入金は、後に地方交付税等で補てんされますけれども、法定外繰入金については、いわゆる一般会計から入れるのについては、早い話がどんどん一般会計から国保にお金を入れれば、国保税が早く下がるわけですけれども、一般会計からすべて投入することになれば、いろんな保険のバランスもありますから、なかなか難しいと思うわけですけれども、その辺、法定外の繰入金については、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○財政課長（加藤多久美君）

一般会計からの流用以外というか、今まで、平成20年度を除きまして、一般会計から平成21年度は3月補正で9千万円余り赤字補てんということで、一般会計から国保特別会計の方に繰り入れたところでございます。これについては、もちろん交付税措置があるわけではございませんので、その市町村の考え方、政策的なものも含めまして、基本的には今までは国保の歳入歳出が合わないときに、その差額分を一般会計から持っていくということで、法定外の赤字補てん分に対するルールというのは、基本的には作っていないというのが実情でございまして、他の保険者、例えば政令指定都市、福岡なんかでは、保険税を低めるために一般会計から、ある程度持っていくというような措置も聞いておるところではございます

が、本市においては、基本的に歳入歳出の不足に対する赤字補てんという意味だけで繰り入れているのが現実でございます。

○林 政男君

今、課長がおっしゃるとおり、法定繰入金以外の場合にはなかなか流用が難しいですね。いろんなほかの保険もあるわけだから、いろいろ難しいと思うんですが、ただ、いろいろ調べてみますと、いわゆる応能割、応益なんかで考えてみますと、印旛管内で八街市と、あともう1市ぐらいでしょうか。いわゆる固定資産割を導入して、この保険税を徴収しているのは。その辺は、ほかの近隣の、山武市はもちろん固定資産割が入っているんですけども、印旛管内では八街ぐらいというふうな話も聞いておりますけれども、その辺はどのような形になっていますか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答えいたします。印旛管内におきまして、資産割の定めがあるところにつきましては、八街市は今現在20パーセントの資産割を課しているところでございますが、酒々井町が25パーセント、あと合併しておりますので、かつては印旛村、本埜村がやはり課していると。印西市につきましては、もともと課してございませんので、現在のところ八街と酒々井というところでございます。

○林 政男君

今の答弁でもわかりますとおり、この国保税の中で応能の中で、固定資産割を組み入れているのは市では八街市だけというふうな、印旛管内ではなるというふうに認識しているわけですけども、今後これを印旛管内の他の市のようにするお考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○国保年金課長（石毛 勝君）

平成20年度に25パーセントでございましたが、5パーセント削減しまして20パーセントに変更いたしております。当初、その段階におきましては、年次計画をもとに、最終的に資産割をなくするというところで、検討を進めてきたところでございますが、その後は現在の状況のように景気低迷等で税収が調定額ごと下がってきているという状況の中で、なかなか計画に踏み切れるという状況が、今ないところでございます。

○林 政男君

確かにおっしゃるとおりだと思うんですけども、やはり少なくとも印旛管内の移動をした場合、国保税に関しては、ある程度同じ基準で徴収するような形になるかと思うので、印旛広域事務組合の中でも、やはり同じような扱いをしていった方がいいんじゃないかなというふうに認識しておるんです。

そこで、国保の75億円近くの予算の中で、50億円からの医療費を医療機関に払っているわけですけども、この50億円の最たるものというのは、例えばこういう年齢層が多いとか、こういう疾患が多いので、この50億円の医療費が増大していますとか、そういう大ざっぱでいいですから、教えていただきたいと思います。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。まず、これはレセプトデータを単純に集計をしたものから年齢別に集計をしたものでございますが、当然のごとく医療にかかる患者の数、これにつきましては、当然ゼロ歳児からずっと出しておりますが、やはり60歳代以上の方が年間通しますと1万人を超える。最高で年齢的には67歳代が、これは平成20年のデータですが、概ね1万5千人、年間ということで、当然のごとく保険者負担分につきましても、やはり年間2億円以上かかっているという状況がございます。

また、疾病等の中で、これは入院におきますと、データとしましては精神障がいが一番多うございまして、そこから、新生物、また、循環器、消化器というように、一応これは国保連合の方で毎年ある一定月を集計しましたものが送られてくるものなんですが、総体的に見ますと、やはり消化器系ということで、これは歯科が主なものでございまして、それが一番多い。その次に循環器系、あと内分泌系、呼吸器系というようなものが主な八街として医療費がかかっている順位ということでございます。

○林 政男君

今お聞きしますと、やはりなかなか、この医療費の抑制というのはなかなか難しいというふうな考えを持ちました。精神的なもの、あるいは新生物等はなかなか医療費を抑制するといっても大変難しい問題を抱えているというふうに考えます。今後も医療費の抑制にいろんな意味でPRしていただきたいと思えます。

次に、不納欠損額の見込みにつきましては、先ほどいろいろな平成21年度については、1億5千100万円ということで、14.6パーセント減ったと。これは、滞納整理とか、そういうのが功を奏したのではないかというような話でした。ちなみに、平成21年度の滞納繰越額を見ますと、19億4千387万7千円ということでございますけれども、そういうデータが出ているわけですが、こちらの方を解消するというところで、平成21年度の定期監査報告書というものが出されております。この中で、八街市の市税等徴収対策本部を立ち上げて頑張っているというふうに書いてございます。

そこで、この中に書いてあることでお尋ねいたします。

日曜開庁日には、納税課職員全員出勤とし、休日臨戸を実施しており、今後とも歳入の根幹をなす市税の確保と税負担の公平性の観点から、全職員が共通認識のもと、さらなる徴収努力が期待されるというふうに書いてありますけれども、全職員が共通認識のもとということですが、これはどのように全職員に納税課職員のみならず、全職員にその徴収について共通認識を持ってくださいということを書いてあると思うんですが、その辺はどのように全職員に徹底しているんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

徹底ということでございますけれども、これはおのずと、その辺は認識をしていただいているものというふうに理解はしております。あえて言いますれば、今年2月に職員を対象とした研修を実施しております。これは、市の財政の状況、あるいは納税の状況等を担当の職

員が市の職員に対して研修をするということで、市の状況を十分把握するというで、共通認識を持つ。また、意識を高めるということで行っているものでございます。

○林 政男君

そういうことであると、4、5、6みんな関連してくるわけですがけれども、私の認識では1年間に国保税の滞納が6億円、市税等が約4億円で、約10億円が繰り越しているんです。5年で時効ですから50億円滞納の税額が膨らんでいくわけですがけれども、この認識で間違いがないですか。それとも、もうそれはちょっと古いですよ。今はもっと減っていますよというような税額なんですか。その繰越額ですね。

○総務部長（浅羽芳明君）

ちょっと私の方の認識、今のお話の内容を十分理解できていないかもしれませんが、今年度、21年度における市税の不納欠損額が約1億5千万円ということでございますので、減っているということでございますけれども、これが5年間、5年時効だけではございませんが、この額が5年間積み重なれば、これ掛ける5倍と単純に計算すれば、そのようなことにはなろうかと思えます。

○林 政男君

今の根拠を子ども議会で、子どもの質問に対して、当局の答えが10億円ありますよとお答えしているんですよ。だから、皆さん税金をぜひお支払いくださいというふうに答弁されているんですよ。それで、1年に10億円ですから5年で50億円ありますよということになるんですが、その認識が私が間違っているのであれば、ご指摘いただきたいということで質問したんです。子どもに八街市が。これだけ今税金で困っていますというふうな、多分市長答弁だと思うんですが、そういう答弁をされていますから、それが合っていますかと。

○市長（長谷川健一君）

私は細かいことはとにかく、今、5年で全部不納欠損額にしてありませんから。ちゃんと財産とか、いろいろあるものについては、継続して納税していただくような手続をしてございますから、ですから、今、林議員さんがおっしゃったような計算にはならないと思います。ですから、もっと増える場合もあるし、その間に滞納整理で徴収した場合には減る場合もあるし。ですから、今言った要するに10億円あるから、5年で50億円かという、そういう計算じゃないと思います。市は5年で不納欠損額にしてありませんから。とれるものについては、徴収能力のあるものについて、ちゃんと手続しております。そういうことです。

○林 政男君

そちらで、ちょっとやっていてください。その間に市営住宅を聞きます。

市営住宅の過年度分が3千52万円、滞納金があるということでございますけれども、それで、26万2千800円を回収したというふうになっていますけれども、これはいつ頃回収する見込みなんですか。

○建設部長（糸久博之君）

これは、一番古いのですと60年代からのがございまして、全額回収という形には難しいかとは思いますが。

○林 政男君

何か市営住宅の使用料については、時効がないというふうにお聞きしております。そうすると、これはずっと債権として追いかけていくんでしょうか、時効がないということになると。

○建設部長（糸久博之君）

一般的には、5年ということがございますけれども、住宅に関しましては、本人からの援用といいますか、申し出がないと消滅しないということがございます。たまに、古いやつにつきましては、住所等を追いかけても追い切れないところがございまして、その辺については、今後検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

この3千52万円のうち、かなり高額の方も何人かいらっしゃるよう聞いておりますけれども、一番大きなもの上位3人ぐらいというか、3件ぐらいは、どのくらいになりますか。1つでもいいですけれども、一番この3千52万円のうちの一番大きいものです。

○建設部長（糸久博之君）

一番多い方で300万円近いと。2番目で200万円ぐらいでございます。

○林 政男君

先般、この問題をお聞きしましたら、過年度分については、その金額の大小はありますけれども、お支払いいただいているということでございます。そうすると、これからは増やさないということであれば、現年度分をきちっといただいくことが大事かと思っております。97.46パーセントということは、ほぼ100パーセント近いんじゃないかと思うんですけれども、一部お支払いいただけない方がいらっしゃるよう聞いていますけれども、この辺についての対応をどうされていますか。

○建設部長（糸久博之君）

2パーセント近い方が納付されていないんですけれども、その対応につきましては、督促状、あとは戸別訪問、電話の催告、あとは市役所の方へ呼んで話をしているという状況でございます。

○林 政男君

この6番目の滞納者についてをちょっとお伺いします。

やはり、この監査の報告書に書いてあるんですけれども、本来、調定を行うべき時機を逸している事例が見受けられたので、早急に改善し、周知徹底されるように望むところであるということがございますけれども、これはどういうことを指しているんでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

では、私の方から。この定期監査の報告書でございますが、このうちの議員が述べられた調定部分に対することでございますが、私、直接、監査委員から聞いているわけではござい

+

ませんから、監査事務局の担当職員からは、ある事例といたしまして、例えば使用料の内部的な決裁をすると、市長まで決裁すると。そうして、納税通知書を出す。それで納入があった。その中で、その前段階として、決裁が終わった場合、調定表を決議しなければいけません。その調定表を決議をしないで会計の方に収入が入ってしまった。そうしますと、結果として報告書の方は調定がゼロで、使用料の収入が例えば10万円なら10万円ある。結果的にマイナス10という数字が出まして、これがどういうことであるかと。基本的には調定があって納入通知をして納入があると。そういうのが流れになっておりますので、その前段階の使用料だった決裁は、市長まで決裁はしてあるんだけど、調定表を切れ忘れていた事例が見られるということで、このご指摘を受けたということでございます。

○林 政男君

監査委員事務局、それでよろしいですか。

○監査委員事務局長（秋山 昇君）

そのように聞いております。

○林 政男君

先ほどの答弁の中で、税の回収に212人の職員を投入したということでございますけれども、これは納税課の職員のみというよりも、いろんな課長以上とか、どういう方が、この対象で投入されたんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

集中滞納整理の件でございますけれども、この件につきましては、納税課、国保年金課、これは当然でございますが、全庁体制でということでございまして、税に関する職員だけではないということでございます。

○林 政男君

納税課とか、課税課は多分、市長から徴収吏員の嘱託書というんですか、任命書というんですか。そういうのをいただいていますから、ある意味では国税庁並みの権限を搜索、立ち入り、そういうのできるということになりますけれども、今言われている方たちは、そういう権限を有しているんでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この集中滞納整理の体制でございますけれども、納税課の職員と2名1組になりまして、臨戸に臨んだということでございまして、そういった意味では権限は有している職員が帯同しているということでございます。

○林 政男君

やはりこれは、一にも二にも自分も含めて、やはり八街市を少しでも何とかいい方向に持っていかうということをやらなくちゃいけないというふうに認識しておるんですけども、たしか、副市長はこの徴収本部の本部長になっておられますから、その辺の意気込みを何度か聞いておりますけれども、また、ちょっとお聞かせください。

○副市長（高橋一夫君）

監査委員からの監査報告を私も目にしておりました、いずれにしましても、これは合理的に効率的に、かつ合法的に、こういった税というのは徴収していかなきゃならないと。そしてまた税の公平性をしっかりと担保していかなくちゃいかんということでございまして、これは国の制度が変わらない限り、未来永劫にこういった税制度は続くわけでございますから、やはりその徴収のことに關しましては、やはり担当者だけではなくて、やはり職員が一体となってみんなで力を合わせて、知恵を出して、汗を流してやっていこうじゃないかというようなことで取り決めて、今回のこの集中滞納整理も行ったわけでございます。そういった中で、やはりしっかりと、その辺のことを取れるところから、しっかりと取ると。取れない人、取れないというか、支払わない人には、どうして支払わないのかということで、しっかりその辺のことを見きわめて、これからも滞納整理をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

それから、これはご質問にはございませんけれども、22年度の新しい施策の1つとして、今までのやり方を見直して、また、それを踏襲するとともに、滞納額が200万円以上のものにつきましては、納税課長に指揮権といいますか、納税課長のところに一括その辺のところを管理して、職員を指導して効率的な徴収に努めるというようなことで、今年度取り組むということをして、既に取り組んでおるところでございます。今まで班長任せにしておったんですけれども、それを課長に集約すると。高額滞納者につきましてはですね。そういうようなことで、一層、司令塔、対策本部を効率的に活用して、全庁挙げて頑張っていきたいというふうに考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○林 政男君

最後に一言。私は、毎回、例月出納検査というのをよく見させていただいているんですけども、この最新版、22年4月27日にいただいたものからしますと、国保特別会計財政調整基金が平成20年度末で1億8千698万968円あったものが、現在は5千165万3千324円というふうになっております。国保財政、大変厳しいと思いますけれども、何とんでも、徴収率が悪いというふうに言われているわけですけども、これは決して八街市だけの問題じゃなくて、この近隣の幾つかの市も八街市のすぐ下に来ているわけですから、やはり構造的な問題が私はあると認識しております。しかしながら、やはり国保は新聞に出るたびに、市民の方からどうなっているんですかというご質問をよく受けますので、石毛課長、大変でしょうけれども、国保財政が健全になるように少しでも頑張ってください、また、議員としてもできることがあれば、何か言っていただければ。医者にかからないと言われてちゃえば、それが一番いいと言われるんでしょうけれども、遠慮なく言っていただきたいと思えます。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどお答えできなくて、申し訳ありませんでした。先ほどの子ども議会の件でございまして、滞納繰越分の調定額を見ますと、市税で、今約20億円、それから国保税で30億円ということでございますので、50億円と数字は適切な数字かなというふうに思っ

います。

また、21年度現年分の収入未済額、これが滞納繰越額になっていくわけですが、それを見ますと、市税の方で4億円、それから国保税の方で約6億円になっています。年間10億円という数字でありますので、5年間積み重ねれば50億円という数字は、認識というのは正しいものというふうに思っております。

○林 政男君

私も少なからず、それが少しでも減るように努力したいと思います。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、やちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間、休憩いたします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時12分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

初めに質問に入る前に報告させていただきます。

今回、一般質問に通告いたしました、質問事項1. 政治姿勢について取り下げさせていただきます。

通告に従い、順次質問に移らせていただきます。

質問事項2. 子ども手当について。(1) 子ども手当申請でのトラブルについてお伺いいたします。

①受給拒否・養子縁組等は何件あったのか。また、6月に支払う金額と人数について、世帯数なんですけれども、お伺いいたします。

質問事項3. 文書管理について。(1) コピー機の管理についてお伺いいたします。

①設置されているコピー機の金額についてお伺いいたします。

②コピー1枚当たりの金額についてお伺いいたします。

③コピー用紙1枚当たりの金額についてお伺いいたします。

質問事項4. 雨水対策の強化についてお伺いいたします。

農地の冠水対策、また、鹿島川上流、八街市内からの排水路の現状についてお伺いいたします。

質問事項5. 環境保全土づくり対策(砂ぼこり対策)についてお伺いいたします。

(1) 平成21年度種子の種類と作付面積及び種子を何キログラム配付したのか、お伺いいたします。

(2) 平成22年度は、希望者が増えた場合の対応についてお伺いいたします。

以上、4項目質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

1点目の政治姿勢については取り下げたというようなことでございますので、2点目の子ども手当について答弁をいたします。

(1) ①ですが、本年4月より創設された子ども手当につきましては、その手続等について、4月当初に小中学校、幼稚園及び保育園等を通じ、各家庭にお知らせ文を配付するとともに、広報やちまた5月号や市ホームページにも掲載し、周知を図っているところでございます。

子ども手当の申請につきましては、4月1日より受け付けを開始いたしましたが、これまで、受給拒否や養子縁組等の相談は1件もございません。

また、2月、3月分の児童手当及び4月、5月分の子ども手当をあわせた第1回目の定期払いを6月10日に予定しております。

支払金額は3億1千515万9千円、受給者の世帯数は5千242世帯、延べ支給対象児童数は3万1千250人となっております。

次に、3の(1)①と②は関連がありますので、一括して答弁いたします。

コピー機は、賃貸借により、庁舎内の一般的な事務用として10台、市民の皆様のご利用のため、コインキット付きを2台、計12台分を一括して契約して配置しております。

この12台分の年間の賃借料は157万1千220円で、1枚当たりのコピー料金につきましては、事務用コピー機は4.2円、コインコピー機は7.22円であります。

昨年度のコピー枚数の実績を申し上げますと、事務用コピー機10台分、170万1千272枚、コインコピー機2台分、1万1千737枚で、総数171万3千9枚であります。

このほか、市内の各施設のコピー機につきましては、個別に契約を締結して、設置及び管理をしております。

なお、同一の原稿を50枚以上コピーしようとする場合は、印刷機を利用するなど、経費の削減に努めているところでありますが、今後も、事務経費に対するコスト意識を持ち、経費節減に努めてまいります。

次に③についてですが、用紙1枚当たりの単価はA4サイズで約0.5円、A3サイズで約1.6円、B5サイズで約0.4円、B4サイズで約0.8円であります。

昨年度の購入実績を申し上げますと、総枚数は393万5千枚であります。

次に、質問事項4. 雨水排水対策の強化について答弁いたします。

(1) ですが、農地の冠水による道路等への土砂の流出対策としましては、現在、ライ麦・エン麦・小麦などの種子を農家の方々に配布し、作付していただくことにより、砂ぼこり対策のほか、降雨による農地の土砂流出防止対策としてもご協力をいただいておりますので、当面はこの環境保全型土づくり対策事業を利用し、対応してまいりたいと考えております。

また、下水道事業では、国道409号沿いの雨水枝線整備事業を実施しております。これは、県が施工する歩道整備に先行する形で雨水管を埋設しているもので、今年度末の延長整備率は約83パーセントになる見込みであります。

このほか、砂地先において、流末排水路の整備を毎年実施しております。

なお、この水路整備は上流の上砂地区まで行う計画であります。

今後とも、これらの事業を積極的に進めることにより、雨水排水対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項5. 環境保全型土づくり対策（砂ぼこり対策）について答弁いたします。

(1) (2) は関連がございますので、一括して答弁いたします。

平成21年度の事業実績といたしましては、ライ麦・エン麦・小麦の3種類の種子を配付したところであり、個別の作付面積及び配付量につきましては、ライ麦が119.2ヘクタール、2千384キログラム、エン麦が126.9ヘクタール、2千538キログラム、小麦が83.5ヘクタール、1千670キログラムとなっております。

平成22年度の事業費につきましては、事業実績に基づき、予算計上しておりますが、不足が生じた場合は補正にて対応したいと考えております。以上です。

○古場正春君

答弁ありがとうございました。

子ども手当について再質問させていただきます。

子ども手当、皆さん喜んでいる方、姿を見ますと、よかったのか、悪かったのか、その後、税金で、またツケが回ってくるのか、そこらあたりはまだわかりませんが、要はもらうということは、うれしいことですね。10万円もらったところもありますけれども。

そこで、お伺いしますけれども、子ども手当に関する今までの経費はお幾らになったでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○市民部長（森田隆之君）

子ども手当に関する経費につきましては、予算額で申し上げますと、平成21年度から繰り越したシステム改修費が776万1千円、平成22年度の予算につきましては、臨時職員賃金、通知を発送する際の封筒印刷費などの需用費、同じく通知を発送する際の通信費などの役務費及びシステム補修委託料等を含めまして448万円となっており、合計で1千224万1千円となっております。

また、子ども手当として支給する扶助費につきましては、1万1千164人の10カ月分としまして、14億5千132万円となっております。

○古場正春君

今現在、申請率は何パーセントぐらいでしょう。

○市民部長（森田隆之君）

6月10日の支給分のうち、新規認定世帯数は5月7日現在で730件で、見込み数の50.6パーセントとなっております。

また、これ以後の申請につきましては、現在、作業を進めておりますので、今後随時支払いを行っていく予定でございますが、6月1日現在での受け付け件数は1千54件となっております。これは新規の認定世帯数の見込みの73.1パーセントということになっております。

○古場正春君

あまり申請に来ていないんですね。100パーセントぐらいかなと思ったんですけどもね。

それから、この子ども手当が支給されるということで、「ああ、これはいいチャンスだ」と思いましたね。今、市でも122万円、この経費は。

○市民部長（森田隆之君）

事務経費につきましては、1千224万1千円です。

○古場正春君

それだけの経費を使っておられるわけですよね。この際に保育料とか、給食費なんかの滞納があるわけですよね。この子ども手当は担保とか、そういう差し押さえとかというのはできませんけれども、その後、その家族の滞納している保育料、給食費を滞納している方をお願いして、滞納ゼロを目指してできないか、ちょっとお伺いします。

○市民部長（森田隆之君）

給食費、保育料の未納につきましては、子ども手当の支給に合わせて、給食センター、それと児童家庭課で土日を含む連続7日間の臨時の納付相談窓口を設けて対応しております。

このため、未納者に対しましては、臨時相談窓口への来庁と給食費、保育料の納付を促す文章を郵送しておりまして、そのように未納者にはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○古場正春君

これは、本当にお金が入ってくる。ないから、これは払わないと思うんですよね。それを整理していただきたいんですよ。滞納額ゼロを目指して、よろしく願いいたします。

次に、コピー関係のことでございますけれども、コピー機を使っておりますよね。この庁舎は1枚4円20銭と。コインは7円22銭というふうになっておりますけれども、ここで12台の賃借料が157万1千円と。それから、コピー枚数が年間170万枚となっておりますけれども、これは、ここの庁舎だけですので、各部署にお伺いしますけれども、スポーツプラザ、図書館、公民館ではコピー機を使っている台数とメーカーと、リースで購入しているのか、買い取りなのか。それから、買い取りであればお幾らなのか。リースであればお幾らなのか。保守点検はどのようになっているのか。カウンター料金はお幾らなのか。コピー用紙1枚の金額、年間コピー用紙何枚なのか、お伺いいたします。

○教育次長（越川みね子）

それでは、ただいまのご質問ですが、教育委員会で関係しておりますスポーツプラザ、図書館、中央公民館のコピー機についてお答えさせていただきます。

一般事務用といたしまして、賃借しております、個別に契約を行っておるところでございます。

まず、スポーツプラザでございますが、1台設置してございます。メーカーにつきましてはキヤノン。賃借料につきましては、単年度契約でございます、月2万1千円です。そちらの12カ月としまして、年25万2千円でございます。保守及び消耗品等の保守点検業務の契約につきましても、締結をしてございます。こちらにつきましては、複写枚数に応じての算出となるところでございます。こちらは消耗品、トナーとか、修繕料も含んでおります。

次に、カウンター料金につきましては、1枚、スポーツプラザにつきましては5千枚以上使用しますと4.2円になります。こちらにつきましては、平均7千枚ほどぐらいは、月に使いますので、契約上で5千枚以上という契約でうたっております。

次に、コピー用紙1枚の金額はということなのですが、こちらは総務課の方で一括購入していただいておりますので、先ほど市長の方から答弁したとおりでございます。

年間コピー用紙、何枚使用かということなのですが、こちら、昨年度の実績で申し上げますと、8万6千690枚、1枚単価にいたしますと4.54円になっております。

続きまして、図書館でございますが、やはり1台設置のみです。メーカーにつきましては、富士ゼロックスになります。

賃借料は単年度契約で、年間機械維持料金といたしまして11万5千500円をお支払いしております。

先ほど保守契約の件なのですが、こちらはやはりスポーツプラザと同じ契約となっております。

カウンター料金につきましては、枚数によりましてカウンター料金が異なりますので、こちらにつきましては、1枚から1千枚まで、基本料金として月4千700円です。1枚から2千枚4.70円です。1枚から4千枚、4.2円になります。4千1枚以上が3.7円ということになっております。

昨年度の実績で申し上げますと、枚数につきましては2万1千943枚、1枚平均いたしますと4.88円になります。

最後に中央公民館でございますが、やはり1台コピーを設置してございます。メーカーにつきましては、リコーの製品になります。

賃借料は月2万5千200円掛ける12カ月分で30万2千400円になります。

保守契約につきましては、スポーツプラザと同様でございます。

カウンター料金につきましては、やはり枚数により異なりますのでよろしいでしょうか。1枚から500枚まで6.18円、501枚から2千枚までが4.55円、2千1枚から4.23円です。やはり使う量が多いものですから、大部分が4.23円になろうかと思いますが、こちらのコピー機につきましては、カラーも入っておりますので、カラーコピー対応になっております。事業等で使用する場合がありますので、1枚から1千枚まで26円、1千1枚から3千枚までが22.11円、3千1枚から18.85円という状況になっておりま

す。こちらも21年度の実績で申し上げますと、3万2千368枚、1枚当たり5.18円となっております。以上でございます。

○古場正春君

これを見ていますと、コピー代というのは、この前、仕分けをやっていましたよね、1枚50円。高いんですね。それから、市役所で前は1枚20円だったのが、今10円になりましたよね。それで、今、郵便局がブームになっているんですね。10円玉入れて1枚すると5円のおつりが返ってくるわけですよ。1枚5円が関西から関東の方に流れてきているわけですね。ということは、これは、庁舎でやっているのは、それより高くなるわけですね。何でかといいますと、どうして高いかといいますと、170万円を使っているわけですよ。それから、これを保守、契約賃金が157万円とられているわけです。これは紙抜きなんですよ。だけど、コンビニでコピーをすると、紙が入って10円。郵便局では紙とも5円なんです。それから、こういう賃借料とか何とか入っていないわけですね。だからこれは4円20銭だ、6円というのもありましたね、中央公民館ですね、1枚。これは、紙は別と思うんですね。だから、この年間170万1千272枚使って、4.2円とか、6円というのは、これは本当に高いんですよ。これをもっと努力できないかということですね。1円下がっても170万円節約できるわけです。お金のない街と言っていますので、やはりこういうことは、節約できるところからやってもらおうと、こんなめっちゃくちゃな数字ですよ。各課でみんな値段が違って来るんですから、機械の賃借からですね。だから、これを統一して、できないかと。それで、また、1枚1円経費削減できないのか、ちょっとお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

古場議員さんご承知だと思いますけれども、今のお話にありましたけれども、私どもの本市のコピーの契約については賃借料プラス使用料という形態になっておりまして、1枚当たり4.2円といいますのは、使用料における1枚当たりの単価ということでございます。これには、コピー機の消耗品の代金、あるいは定期点検などのメンテナンスの費用、それから故障の際の技術者の出張費、あるいは部品代、その他修繕費一切が含まれているということでございますので、単純にこの4.2円が高いかどうかというのは、かなり比較的には難しいのではないかとということでございます。

それから、先ほど教育委員会の方からも答弁ございましたけれども、例えば契約の中身では、コピーの枚数によって4.2円というのは、今のところ私どもの方では1千枚までが4.2円ということで、1千枚を超えて3千枚までは3.7円、それから3千枚以上は3.2円ということで、4.2円というのは一般的な金額ということで申し上げさせていただきました。

それから、経費の節減ということでございますけれども、この使用料の単価につきましては、現在4.2円ということでございますが、過去を申し上げますと、平成16年までは基本料金として1枚6円という金額、それから、平成17年では4.7円という金額でございまして、この辺については、私どもとその業者の方で交渉をしながら、そういった形で値下

げをしてもらっているというようなことをございます。

○古場正春君

昔は1枚1千円ぐらいしていたんですよね。それだけ、今、進んできているわけですよ。昔は6円、16年頃は6円だったかもわかりませんが、今はもう5円台になったわけですよ、コピー代が。それで、これ4.2円といいますけれども、これ紙代は入っていないんですよね。紙代を入れると1枚5円くらいになるわけです。だから、紙代が入っていない5円というのは、経費節減のために努力していただいた方がいいと思いますけれども、どうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに4.2円、それから先ほど用紙の単価を申し上げましたが、A4サイズで約0.5円ということをございますので、それをプラスしますと、単純に計算しますと1枚当たり5円弱ということになります。

それと、また経費の節減ということにつきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、業者とのお話し合いの中で単価を下げているような経緯もございます。

それから、一度に同じものを例えば50枚以上コピーをするときには、印刷機を使ってくださいよということで、職員にも周知をしております、その辺の経費節減はしておるところでございます。

○古場正春君

こういう財政が苦しい、厳しい中ですから、お互いに譲り合っていたいただきたいと思えますよ。1円でも安くしていただけると170万円も経費が浮くんですから。

それから、この環境保全土づくりでございますけれども、私、いろんなところを走っていますと、今でも青々と茂っているところがありますよね。それで、また、ぼつちを積み上げた周りは空き地になっている。そういうところにも、麦をまいていただいて、本当に農家の方もご協力していただいているわけですね。皆さんの砂ぼこりとか、土づくりに対してですね。これからも、種を皆さんが欲しいというだけ渡して、環境のいい街づくりをお願いいたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村新司君）

以上で、古場正春議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問はすべて終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

6月5日から7日は、休日及び議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

6月5日から7日は、休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月8日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。
長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時45分)

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

+

+

+